

笠間市 第6期障害福祉計画
・第2期障害児福祉計画

(案)

令和3年2月現在

笠間市 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

目次(案)

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景・趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の基本事項.....	3
第2章 障害福祉施策を取巻く現状と課題.....	5
1. 人口の状況.....	5
2. 障がい者等の状況.....	6
3. 障害福祉サービス等の利用状況.....	14
4. 現状からみる課題.....	17
第3章 計画の基本方向.....	19
1. 基本方針.....	19
2. 重点課題.....	20
第4章 成果目標と活動指標.....	30
1. 成果目標.....	30
2. 活動指標.....	33
第5章 障害福祉サービス等の見込み量と確保方策.....	34
1. 障害福祉サービス.....	35
2. 地域生活支援事業.....	46
第6章 障害児福祉サービス等の見込み量と確保方策.....	54
1. 障害児通所支援等のサービス.....	54
2. こども育成支援センターを核とした保健・教育・福祉連携による支援等の展開....	57
第7章 計画の推進体制.....	59
1. 計画の推進体制.....	59
2. 計画の進捗状況の点検・評価.....	61
資料編.....	62
1. 策定体制.....	62
2. 策定経過(予定).....	65
3. 用語解説.....	65

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

障がいの有無にかかわらず、誰もが住みよいと感じることのできる共生社会の実現に向け、様々な取り組みが進められており、障がいのある人を取り巻く制度や法律も大きく変化しています。近年の動きとしては、「障害者差別解消法（略称）」が平成28年度より施行されるとともに、「障害者雇用促進法（略称）」の改正等により障害福祉施策の実効性が図られました。また、専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障害児支援のニーズにきめ細かく対応すること等を定める「障害児福祉計画」の策定を義務付けた児童福祉法が平成30年4月から施行されました。あわせて、国の障害者基本計画（第4次計画）が平成30年3月に閣議決定されました。障がいのある人の社会参加をさらに促進し、様々な場面で活躍を支援しながら共生社会を実現していくことが目標となっています。

「共生社会の実現」に向けては、平成28年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により、障がいのある人の望む地域生活の支援や、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が盛り込まれ、地域生活や就労定着を支援する新たなサービスの創設等、サービスの拡充が進められています。また、福祉分野では、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現をめざし、障害福祉分野においては地域での就労の場づくりや、障がいのある方と高齢者の両方が使える「共生型サービス」の創設等を進めていくことが示されています。

こうした障害福祉施策の動向等や本市における障害福祉の状況等を捉えながら、障がいのある方が住み慣れた地域で、生きがいをもって、安心して暮らせるまちの実現に向けて、施策展開の方向性を定めるとともに、障害福祉サービス等の提供量を見込むなど、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく計画として策定します。

〔基本指針の見直しのポイント〕

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しの主なポイント

- ①地域における生活の維持及び継続の推進
- ②福祉施設から一般就労への移行等
- ③「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ④精神障害にも対応した地域包括ケア
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑦相談支援体制の充実・強化等
- ⑧障害者の社会参加を支える取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩福祉人材の確保

2. 計画の位置づけ

第3期笠間市障害者計画（平成30～令和5年度）は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として位置づけられるもので、市の障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定めています。

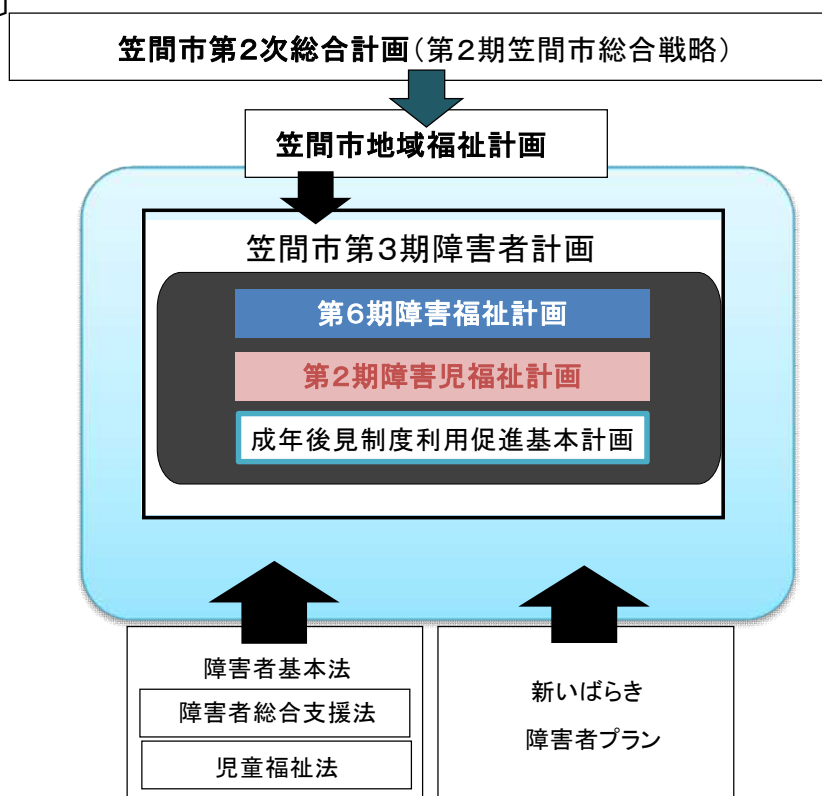
今回策定する「笠間市第6期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量等を定め、「笠間市第2期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障がい児に関するサービスの見込み量等を定める実施計画です。

障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画は相互に関係しており、連動して施策を進めていかなければならないことから、本計画の策定にあたっては第3期障害者計画の趣旨・目的を基本に策定するとともに、本市の障がい者・児を取り巻く現状や課題、施策の進捗を見据え向こう3ヶ年で重点的に取り組んでいく課題とその方向性を定めます。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「国の基本計画を鑑み、「成年後見制度利用促進基本計画」を市の基本計画として策定することとし、策定にあたっては、これまで「高齢者福祉計画」及び「障害者計画」において成年後見制度利用支援事業及び権利擁護事業を実施してきたことを踏まえ、本計画と一体的に策定するものとしします。

また、本計画は法定計画となることから、上位計画となる国の「障害者基本計画（第4次）」及び県の「第2期新しいばらき障害者プラン」に即して策定するとともに、本市の最上位計画となる「笠間市第2次総合計画」を踏まえ、関連する市計画として「地域福祉計画」や「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康づくり計画」との整合性や連動性を図っていきます。

〔計画の位置づけ〕



3. 計画の基本事項

(1) 計画期間

「笠間市第6期障害福祉計画」及び「笠間市第2期障害児福祉計画」は、「第3期障害者計画」の後期計画となるもので令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とする。

〔計画期間〕

	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
障害者計画	第3期 平成30年度～令和5年度						第4期(予定) 令和6年度～11年度		
障害福祉計画	第5期 平成30年度～令和2年度			第6期 令和3年度～5年度			第7期(予定) 令和6年度～8年度		
障害児福祉計画	第1期 平成30年度～令和2年度			第2期 令和3年度～5年度			第3期(予定) 令和6年度～8年度		

(2) 計画の対象

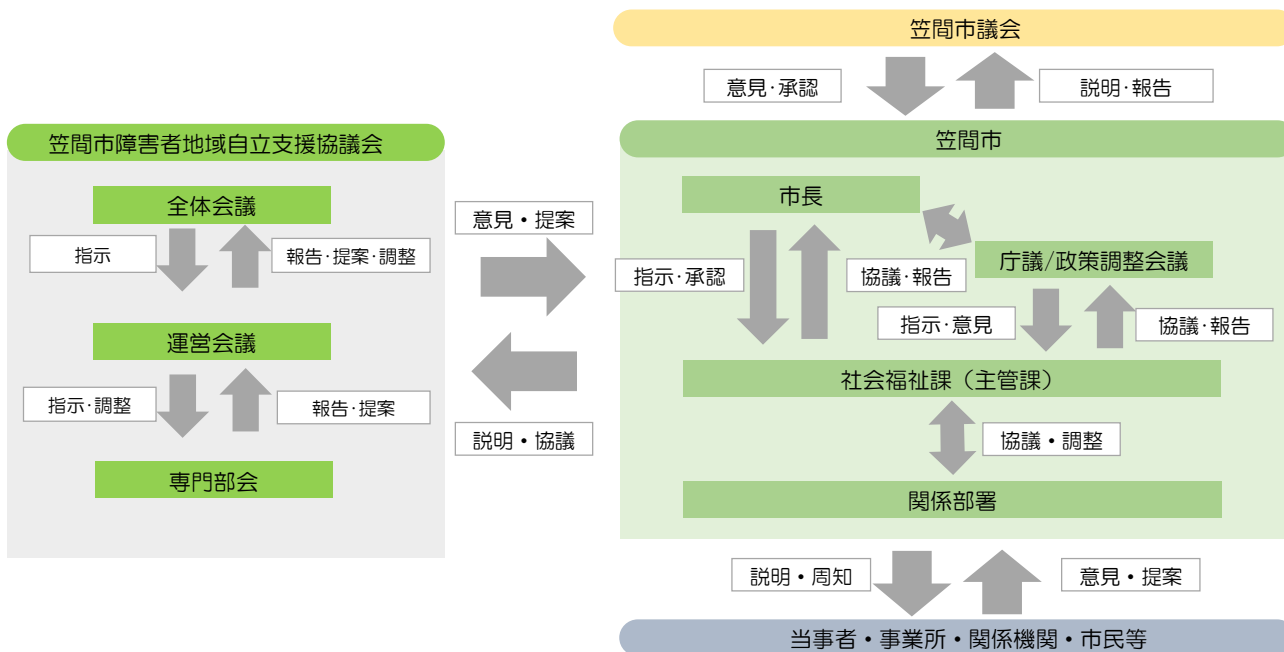
本計画の「障がいのある人」の範囲は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）、難病その他の心身の機能に障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

難病患者等も障害者総合支援法の対象となったことを受け、本計画では上記の定義に難病患者等も加えるものとします。また、支援の入口となる「相談」の実態を踏まえ、子どもの成長や発達に悩みや不安を抱える保護者や、障がいに関する悩みや不安を抱える方、そして、医療的ケアを必要とする児童等も対象として捉えています。

(3) 策定体制

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定にあたっては、笠間市社会福祉課が計画の案の作成者となり、自立支援協議会をはじめ、当事者や事業所、関係機関等から幅広い意見や提案をいただきながら進めてきました。また、議会に対し説明・報告を行うとともに、当事者をはじめとする市民や支援者等に対し広く周知を図っていきます。

〔策定体制〕



第2章 障害福祉施策を取巻く現状と課題

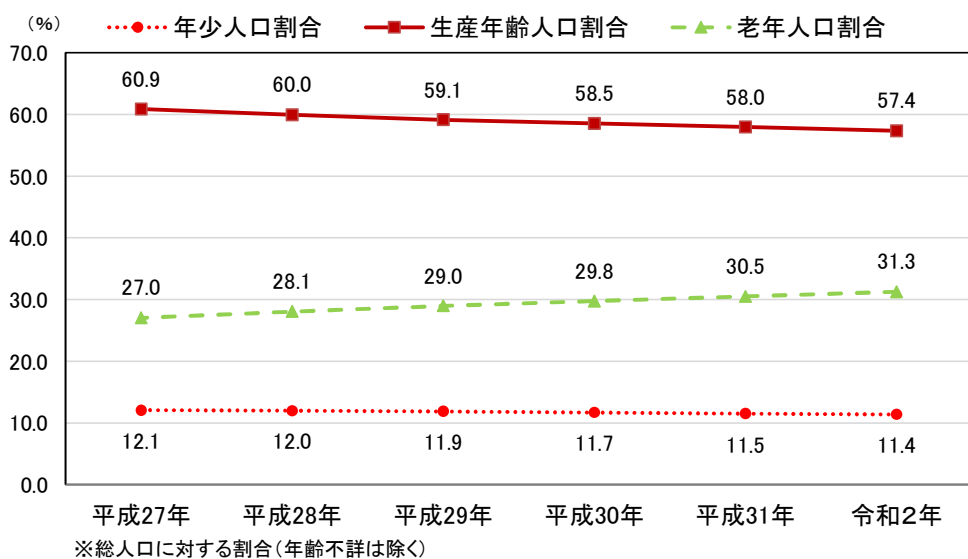
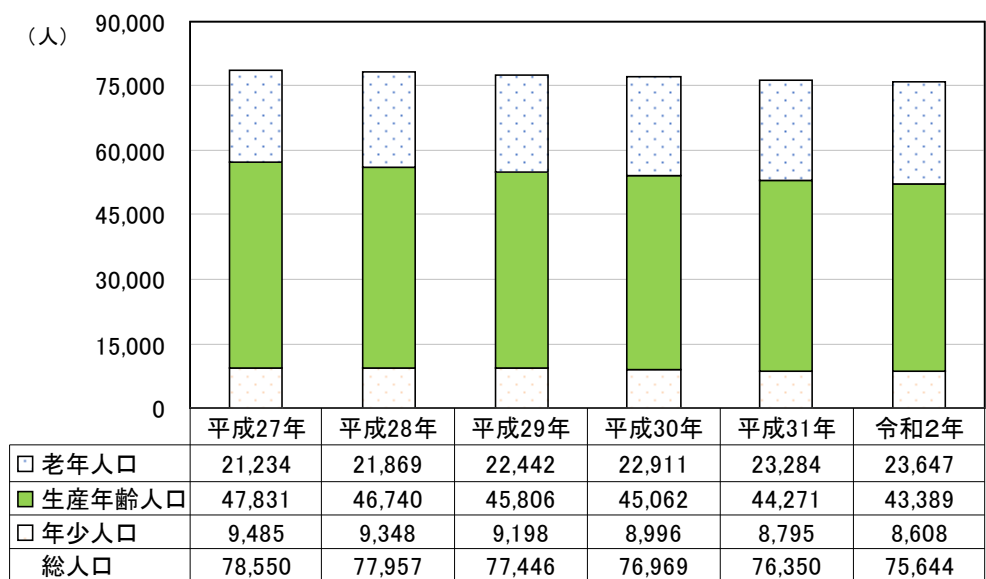
1. 人口の状況

本市の人口は年々微減傾向にあり、令和2年は75,644人となっています。

年齢区分別では、年少人口と生産年齢人口が減少、老年人口が増加しており、笠間市においても少子高齢化が進んでいます。

今後の人口は、微減傾向が続き2030年には7万人を下回り、老年人口が減少に転じて推移していくことが予測されています。

〔人口・人口構成の動向〕



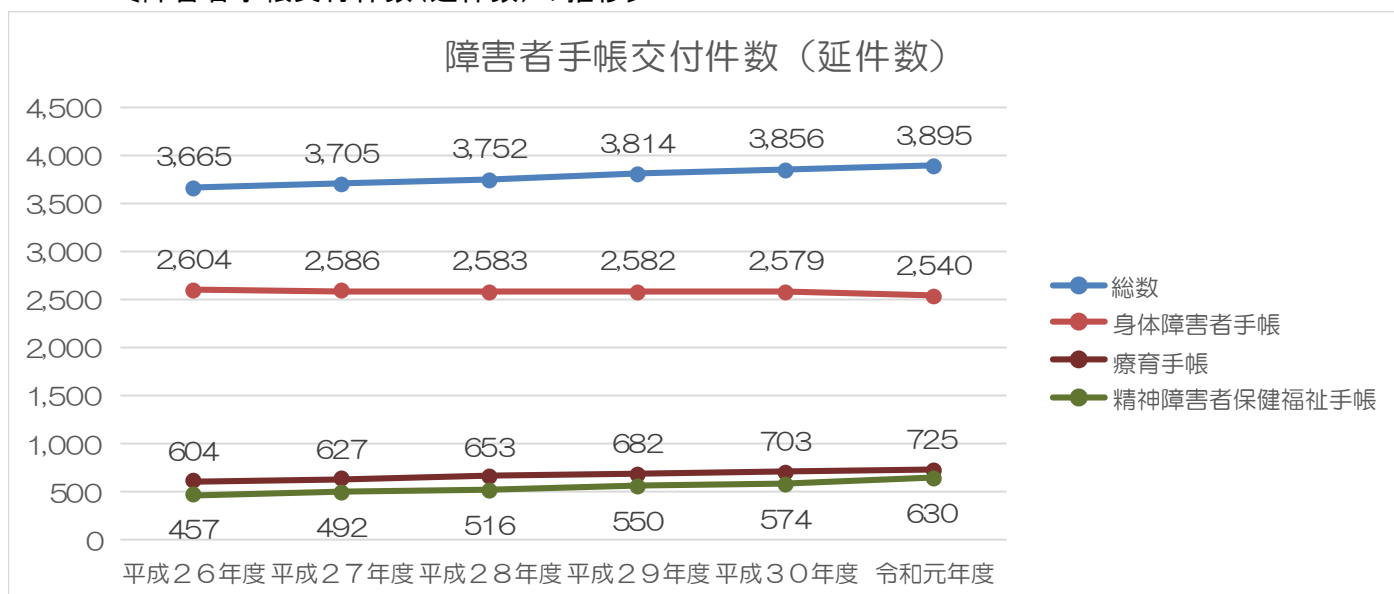
資料: 各年1月1日現在・住民基本台帳

2. 障がい者等の状況

(1) 手帳所持者の状況

身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳の3種の障害者手帳所持者数は，平成30年度以降3,800人台を微増傾向で推移しており，令和元年度は合計で3,895人となっています。その中では身体障害者手帳の交付件数が最も多く，全体の65%以上を占めています。また，3種の手帳のうち，療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付件数は年々増加傾向にあり，それぞれ令和元年度で725人，630人となっています。

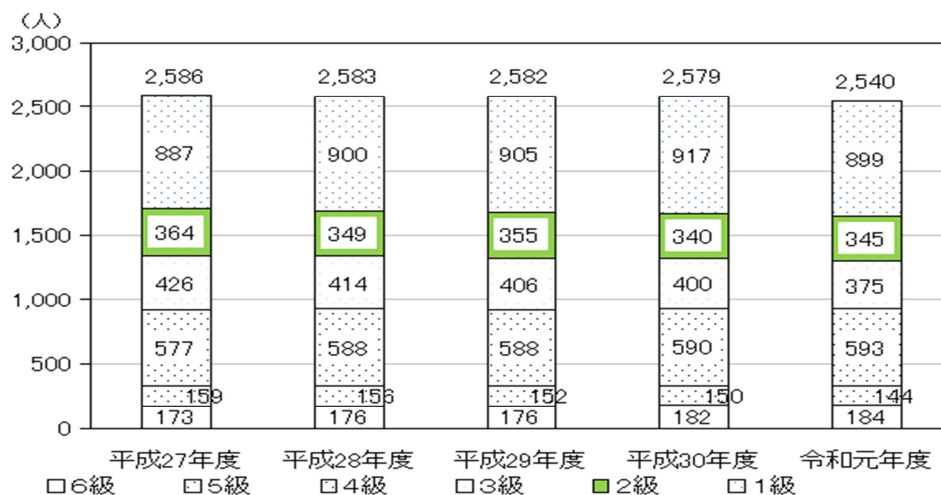
〔障害者手帳交付件数(延件数)の推移〕



資料：各年度末現在・社会福祉課

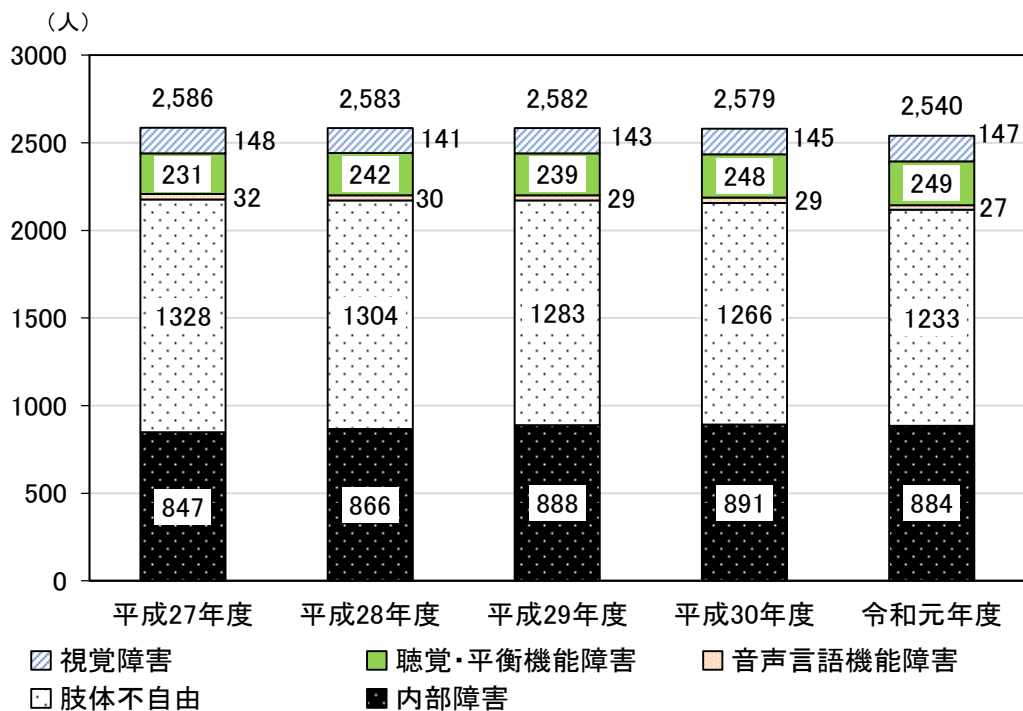
身体障害者手帳所持者数は平成27年度から微減傾向にあり，令和元年度は2,540人となっています。程度別はほぼ同程度で推移しており，障種類別では肢体不自由，内部障害が多くみられます。

〔身体障害者手帳所持者の推移(障害等級別)〕



資料：各年度末現在・社会福祉課

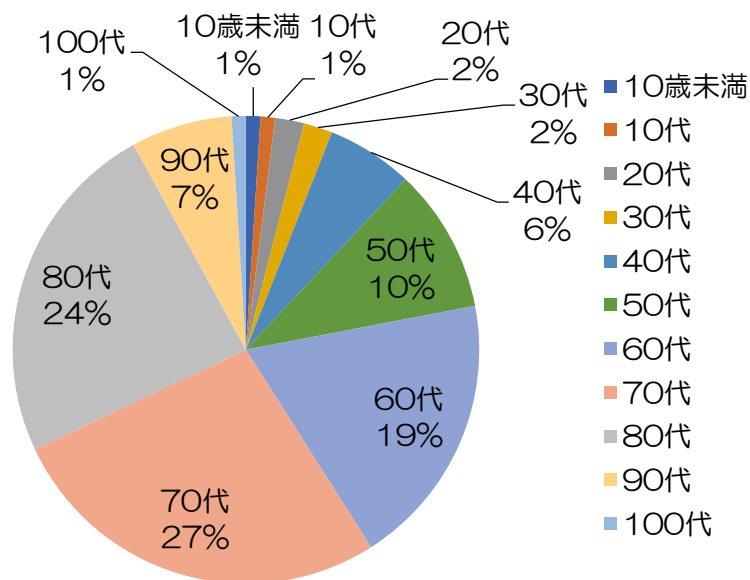
〔身体障害者手帳所持者の推移(障害種類別)〕



資料:各年度末現在・社会福祉課

身体障害者手帳所持者数の年齢別内訳をみると、60代以上の割合が78%で、全体の約8割を占めており、高齢化が進行しています。

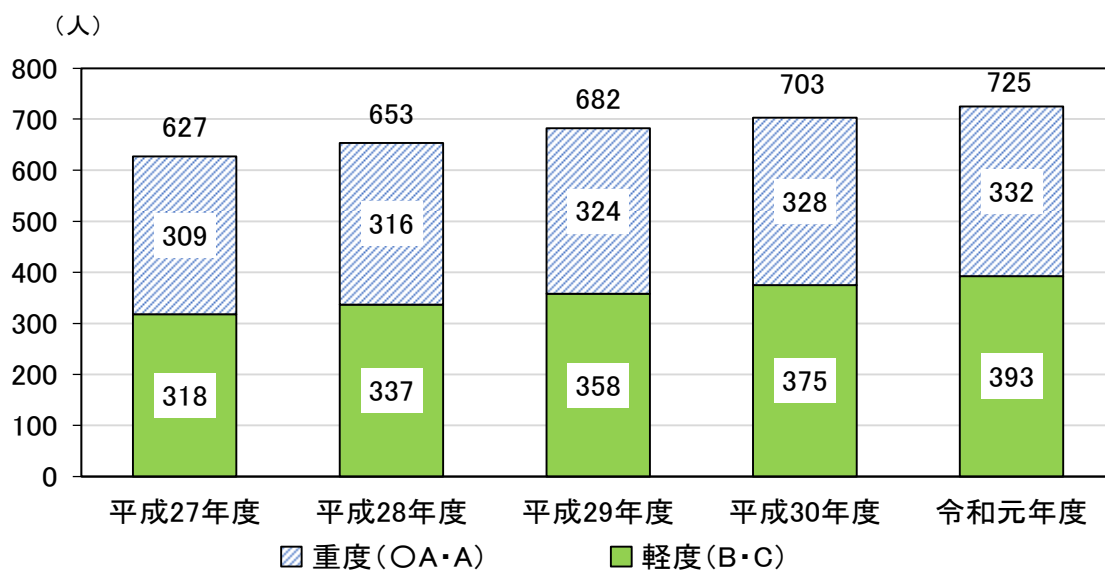
〔令和2年度における身体障害者手帳所持者の推移(年代別)〕



資料:社会福祉課

療育手帳所持者数は年々増加し、令和元年度は725人となっています。程度別では、軽度（B・C）が増加しています。

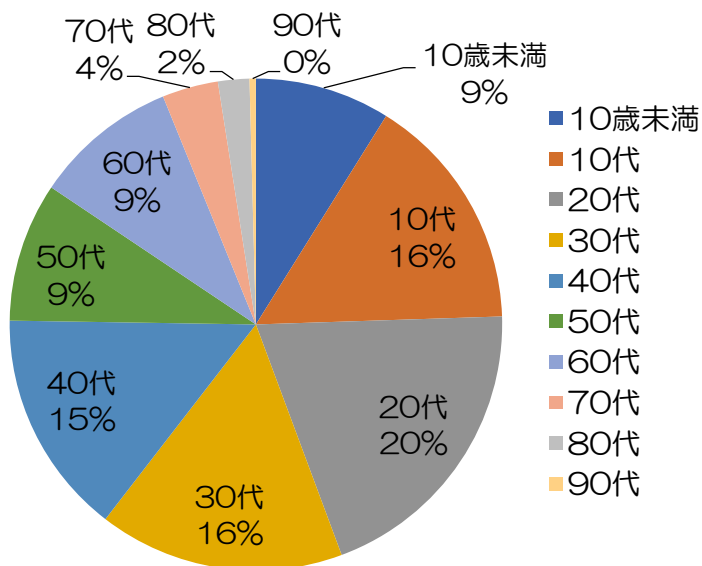
〔療育手帳所持者の推移(障害程度別)〕



資料：各年度末現在・社会福祉課

療育手帳所持者については全年代で一定数おり、特に30代までの割合が全体の約60%を占めています。

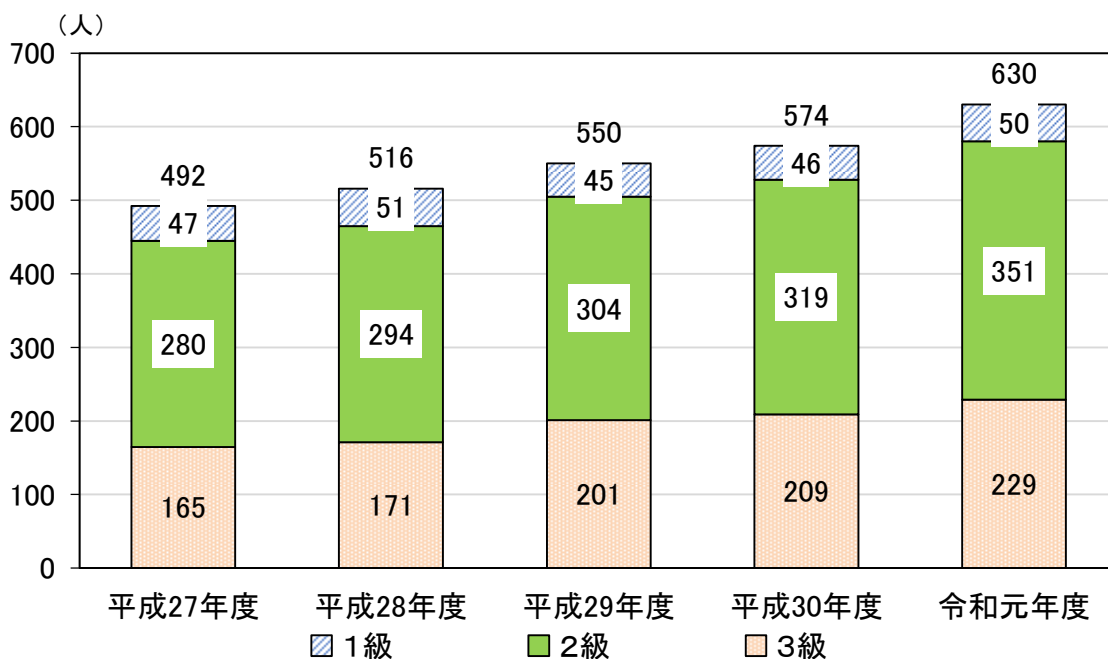
〔令和2年度における療育手帳所持者の推移(年代別)〕



資料：社会福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加し、令和元年度は630人となっています。程度別では、2級と3級が増加しています。

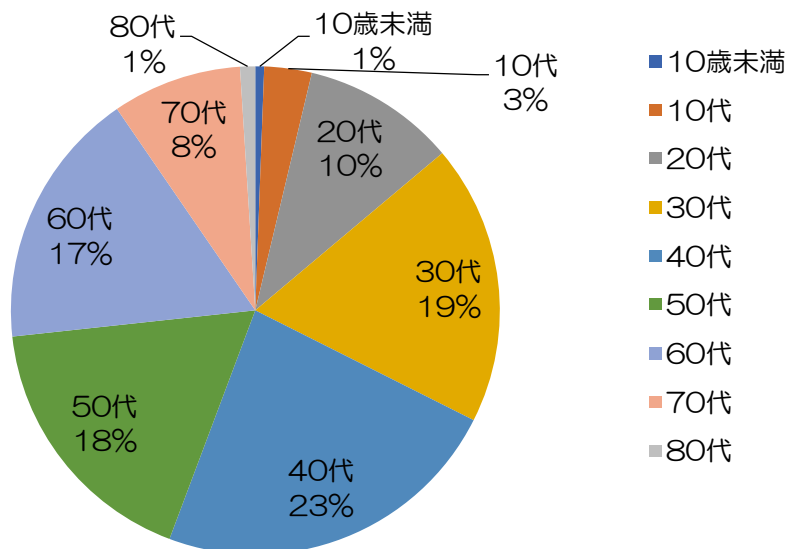
〔精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(障害等級別)〕



資料:各年度末現在・社会福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者は30代～60代の割合が77%で、全体の約8割を占めており、いわゆる働き盛り世代の割合が高くなっています。

〔令和2年度における精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(年代別)〕

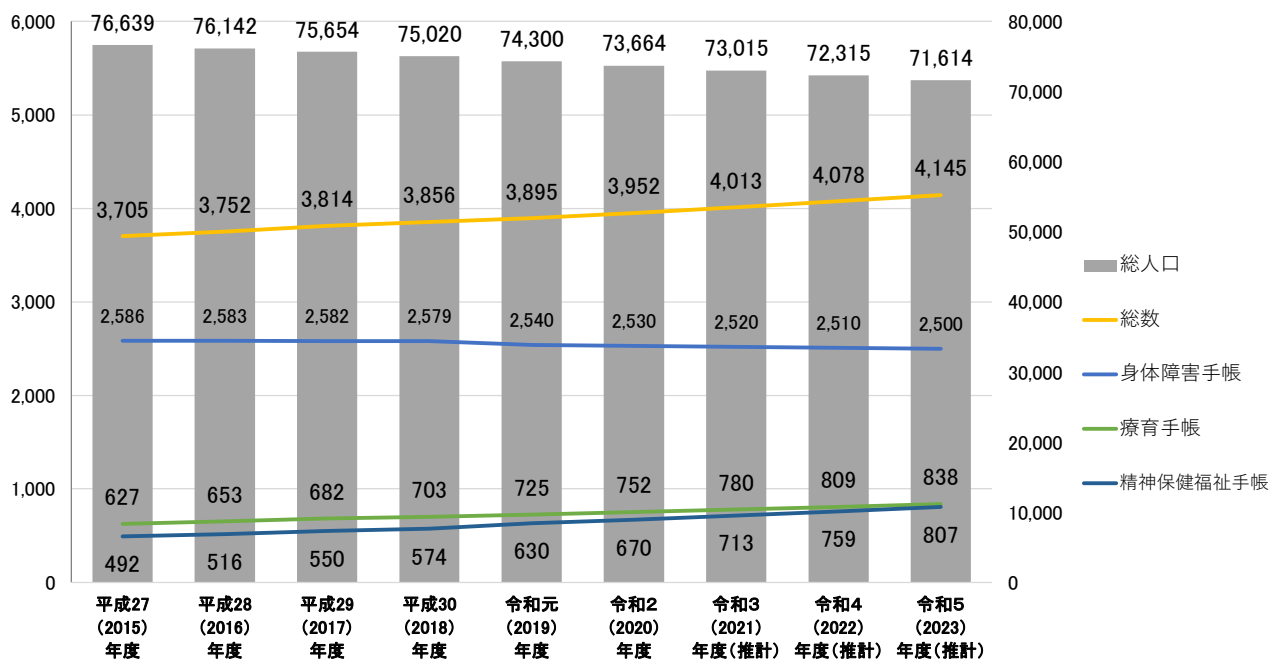


資料:社会福祉課

本市の人口及び障害者手帳交付件数の令和5年度までの推計では、人口が減少傾向であるのに対し、障害者手帳交付件数では3種の手帳全体で微増傾向が続くと予測されます。

〔総人口及び手帳交付件数の推移(令和3年度以降は推計値)〕

(人)



資料: 令和2年度までの実績は常住人口, 令和3年度以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の推計人口(平成29年推計)」を按分した推計値

(2) 自立支援医療及び難病患者等の状況

自立支援医療費受給者は増加傾向にあり、令和元年度では1,301人となっています。

〔自立支援医療費受給者の推移〕

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
精神通院医療	-	1,144	1,192	1,194	1,277
更生医療	16	24	14	29	17
育成医療	4	8	4	4	7
合計	20	1,176	1,210	1,227	1,301

資料：各年度末現在・社会福祉課

本市における指定難病患者及び小児慢性特定疾病患者等の推移はゆるやかな増加傾向にあります。年代別では、全ての年代に罹患者がおり、60代以上で全体の約半数を占めています。

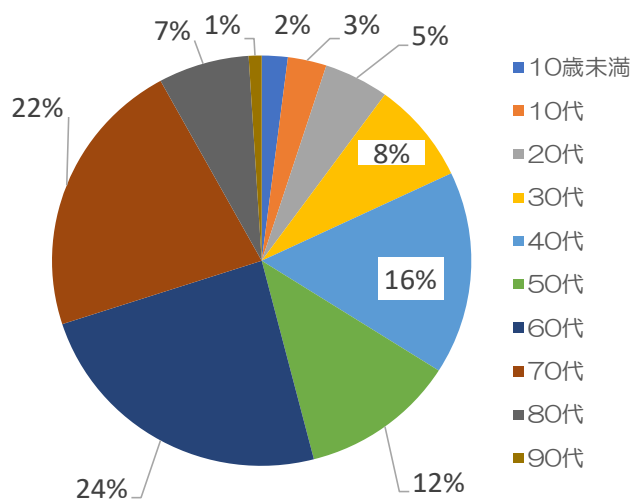
〔各種医療費の助成受給者の受給状況〕

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定難病医療費助成受給者	487	503	461	479	507
小児慢性特定疾患医療費助成受給者	38	36	42	45	42

資料：各年度末現在・社会福祉課

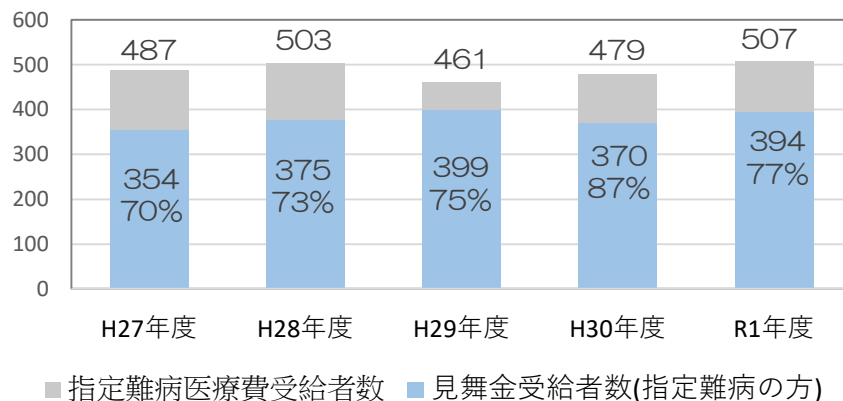
〔難病見舞金受給者(年齢構成)〕



資料：社会福祉課

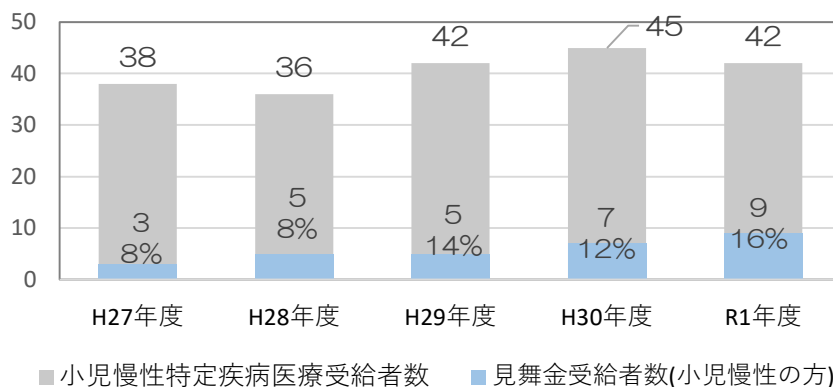
また、難病患者等に対する支援策のひとつである難病見舞金制度の申請率は、指定難病で約8割、小児慢性特定疾病にあつては2割程度となっていることから、高いとはいえない状況となっています。

〔指定難病〕



資料:社会福祉課

〔小児慢性特定疾患〕

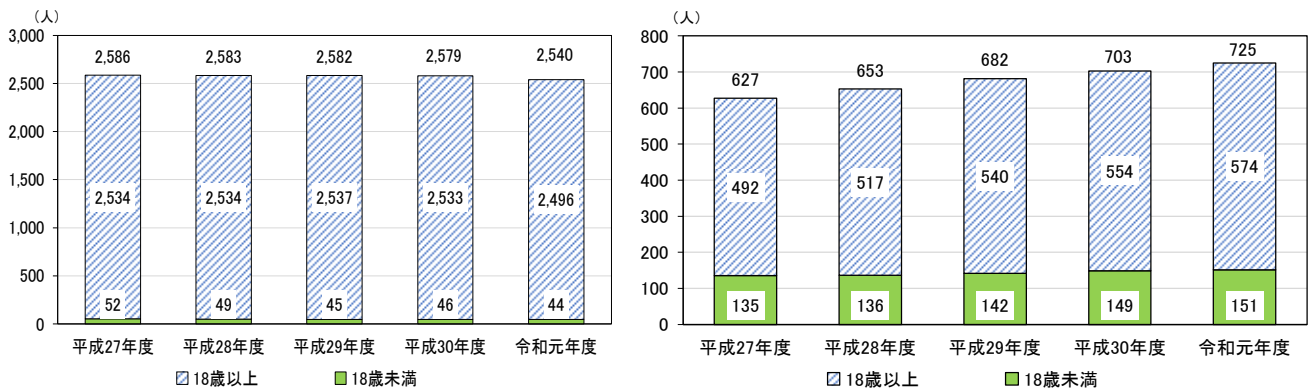


資料:社会福祉課

(3) 障がいのある子どもの状況

18歳未満の身体障害者手帳所持者は45人前後、療育手帳は微増しており令和元年度で150人となっています。

〔年齢別の身体障害者手帳及び療育手帳の交付状況〕



資料：各年度末現在・社会福祉課

3. 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害支援区分の状況

障害福祉サービスの利用者は微増しており、近年は700人前後となっています。

〔障害福祉サービス利用者(支援区分)〕

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
区分1	6	3	4
区分2	53	53	55
区分3	97	88	78
区分4	98	117	118
区分5	68	75	80
区分6	112	116	122
意見書	231	241	247
合計	665	693	704

資料:各年度末現在・社会福祉課

(2) 障害福祉サービス

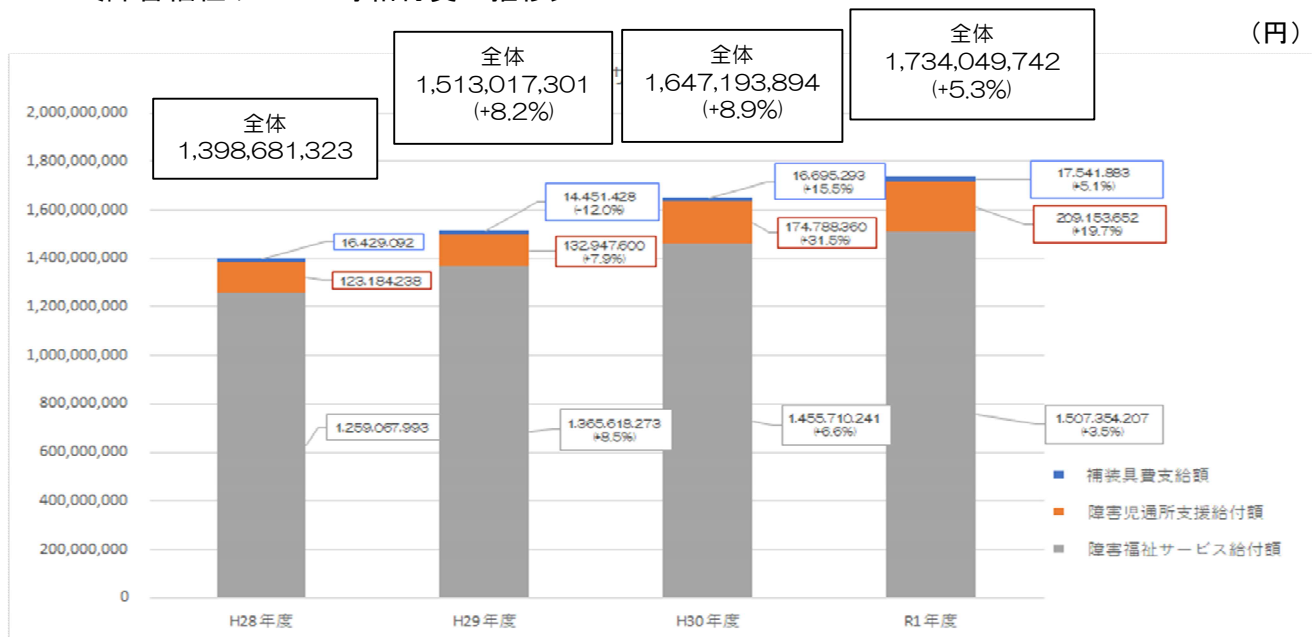
障害福祉サービス等給付費全体の推移を見ると、毎年度増加しており、直近の令和元年度実績額は、約17億3,000万円で、3ヶ年平均の伸び率は7.5%です。

給付種目別の状況について令和元年度実績額で見ると、補装具支給費は約1,800万円で3ヶ年の平均伸び率は2.9%です。障害児通所支援給付は約2億900万円で3ヶ年の平均伸び率は19.7%です。障害福祉サービス給付は約15億1,000万円で3ヶ年の平均伸び率は6.2%です。

補装具、障害児通所支援、障害福祉サービスともに増加傾向にあり、特に、伸び率では障害児通所支援の伸びが大きくなっています。

〔障害福祉サービス等給付費の推移〕

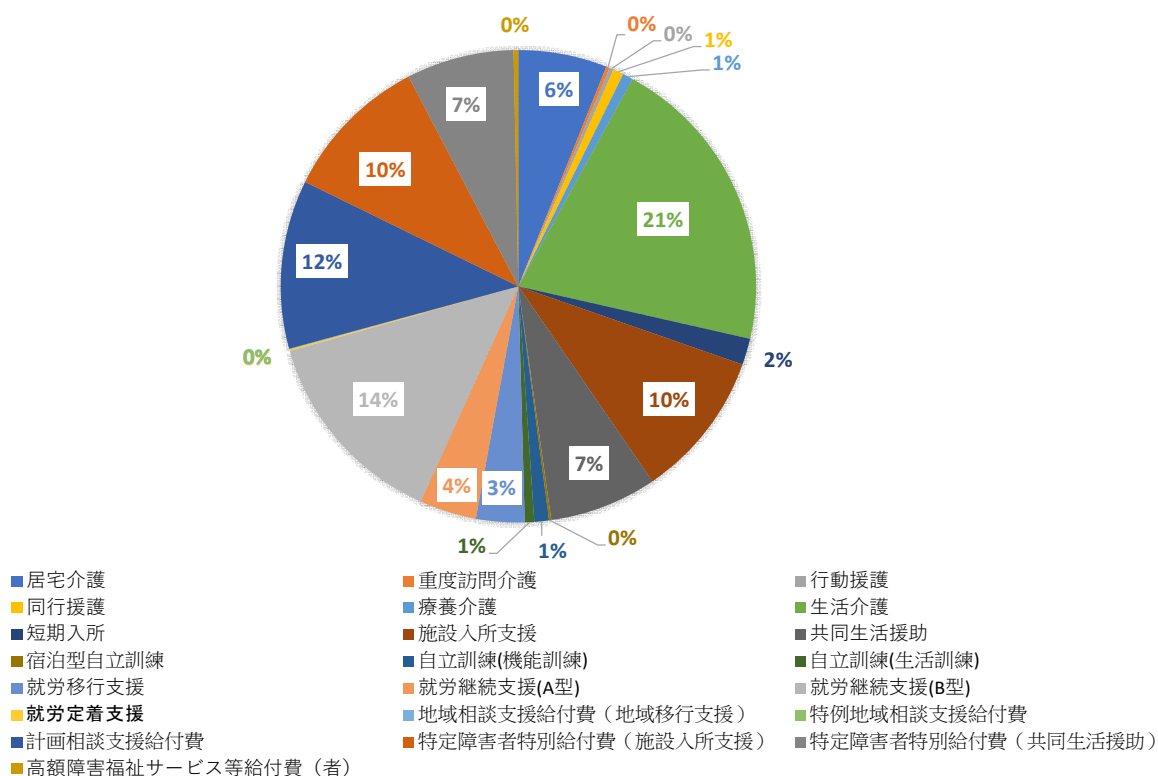
(円)



資料:社会福祉課

令和元年度の障害福祉サービス給付件数は、21%の割合で生活介護が最も多く、就労継続支援（B型）が14%、計画相談支援給付費が12%と続いています。

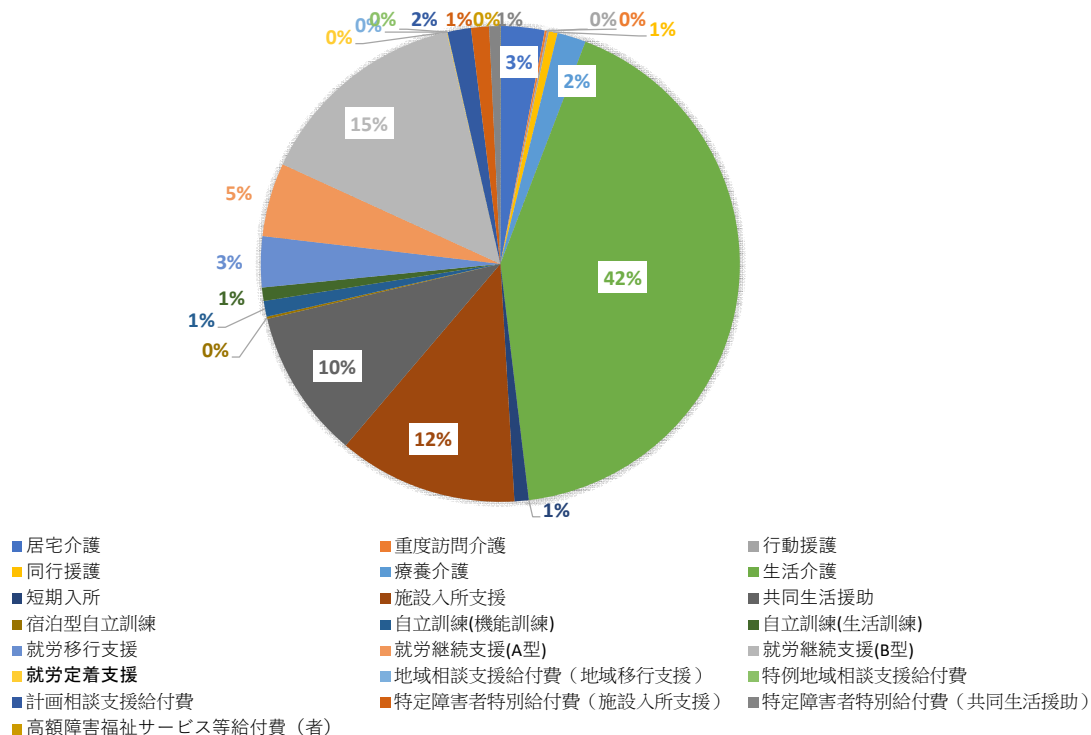
〔障害福祉サービス給付件数割合(令和元年度)〕※0%には1%未満を含む



資料: 社会福祉課

令和元年度の障害福祉サービス給付費の実績は、42%で生活介護が最も多く、次いで就労継続支援（B型）15%、施設入所支援が12%と続いています。

〔障害福祉サービス給付費割合(令和元年度)〕※0%には1%未満を含む

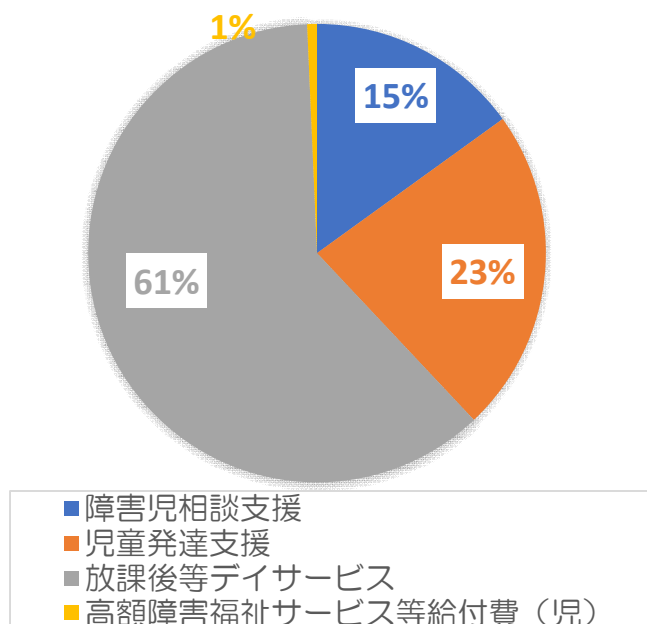


資料: 社会福祉課

(3) 障害児福祉サービス

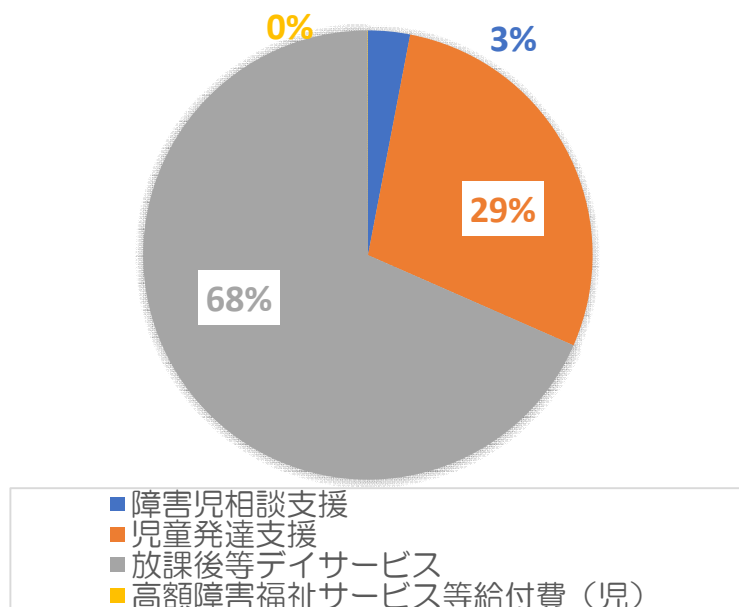
令和元年度の障害児通所支援の実績は、放課後等デイサービスの件数が61%、給付額が68%を占めています。

〔障害児福祉サービス給付件数割合(令和元年度)〕



資料: 社会福祉課

〔障害児福祉サービス給付費割合(令和元年度)〕※0%には1%未満を含む



資料: 社会福祉課

4. 現状からみる課題

『支えあい 自分らしく暮らせるまちづくり』をめざして各種施策を推進している中で、近年の障がいのある方を取り巻く状況から取り組むべき課題を整理します。

(1) 地域生活環境の充実

発達障がいや難病なども含めた障がいなどで支援が必要な人が、在宅においてその人らしい生活を送るためには、その人の状況やニーズに寄り添った、必要なサービスを用意し、適切な調整ができるようにすることが必要です。

このための相談支援の体制づくりと障害福祉サービス等の提供事業所を含め福祉人材の確保・育成が不可欠です。

- 障がい特性や生活実態、ライフステージに応じた適切なサービス提供
- 発達障がいや高次脳機能障がい、難病患者等で支援が必要な人への支援施策の充実
- サービス提供水準の向上（質の向上）、社会資源の充実
- 当事者・家族の高齢化、障がいの重度化・重複化の進行等への対応策の検討
- 重度障がいのある人の社会参加に向けた環境整備、移動支援の充実
- 地域の中で暮らすためのグループホーム等多様な住まいの場の確保・充実
- 福祉人材の確保・育成
- 災害・緊急時の支援体制の強化

(2) 就労や社会参加機会の拡大

就労移行支援利用者は微増していますが、一般就労に結びつけていくための取り組みと、一般就労の間口が広がっていくように、企業への障がい者雇用の働きかけ、就業支援の事業所との連携や企業へのつながりが必要です。また、一般就労後の職場定着、仕事の間以外の場所づくりなども検討する必要があります。

- 就労機会の拡充に向けた取組
- 就労移行支援の充実と就労支援ネットワークの充実
- 職場定着に向けた取組及び障がい者雇用の促進
- 障がい者が気軽に立ち寄れる居場所や相談の場づくり

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組

発達障がいや難病なども含め、障がいの定義が多様化する中、近年の新たな法制度の整備を踏まえると、障がいのある人に対する理解と関連する啓発は、ますます重要です。

障害者差別解消法では、障がいの「ある人」が「ない人」と同じように生活するために、過大な負担とならない範囲で行う配慮や工夫を「合理的配慮」として位置づけており、新たな計画の中でも重要な施策項目のひとつです。

障がい特性に対する理解と啓発を深めるために、市民一人ひとり、隣近所や地域、いわゆる「自助」、「互助」、「共助」のレベルでの講習会や学習等の充実が必要であり、隣近所の市民をはじめとする地域での見守りによる気づきを通して障がいのある方へ寄り添うといった点も重要となります。

○障がいのある人への理解を深める啓発活動の一層の充実, 人権施策との連携

○地域福祉の考え方浸透（地域とのつながりづくり）、ひきこもりの防止

○障がいのある人や家族の孤立防止、地域で支え合う体制づくり

(4) 権利擁護支援の推進

笠間市基幹相談支援センターや笠間市障害者虐待防止センターの設置により、啓発や相談は以前より進んでいるところですが、知的障がいや精神障がいのある人は増加しており、家族や介護者の高齢化が見込まれることなどを勘案すると、今後判断能力が十分でなく権利擁護支援を必要とする人が増加することが予想されます。成年後見制度や日常生活自立支援事業等について周知を図り、利用促進のための取り組みが必要です。また、日常生活において差別を経験している人がみられることから、差別解消等に向けた一層の啓発も必要です。

○権利擁護に関する相談支援体制の充実, 成年後見等権利擁護支援施策の推進

○障がいのある人に対する虐待防止に向けた取組の充実

○地域共生社会の理解・浸透

第3章 計画の基本方向

1. 基本方針

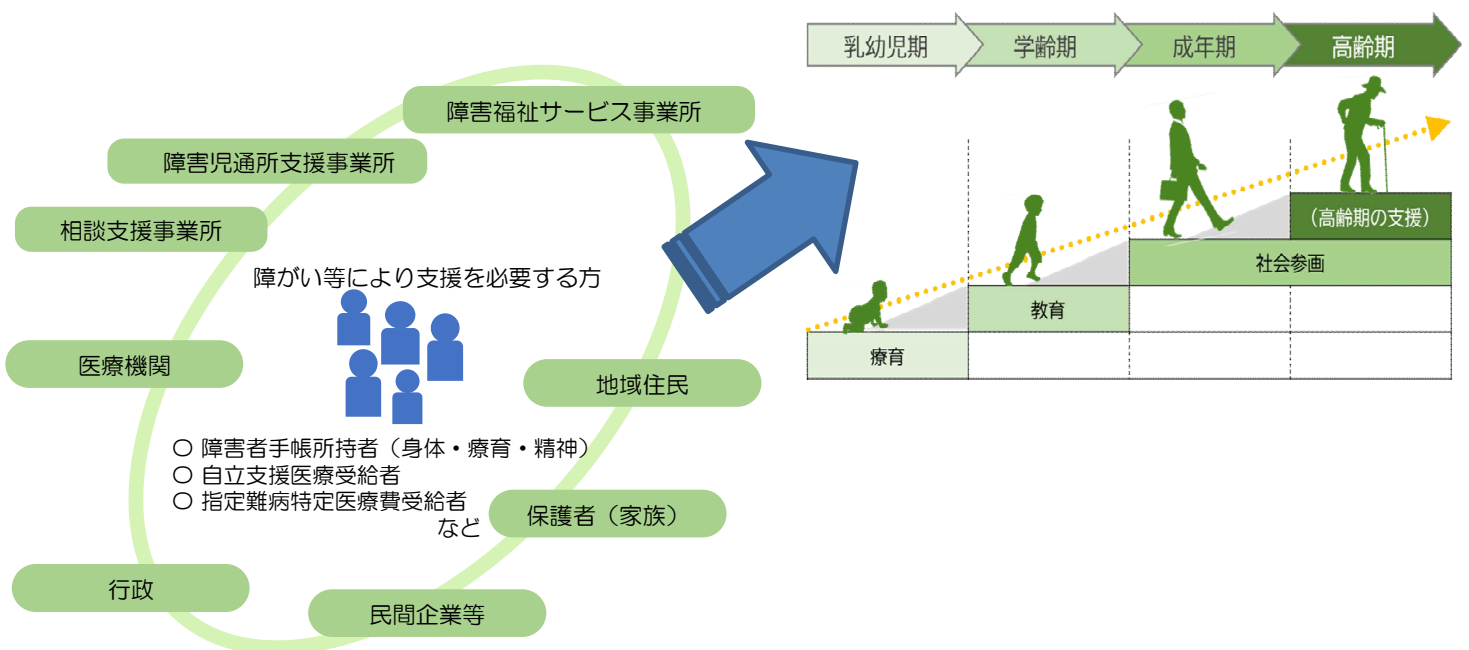
今後の本市における障害者福祉行政の在り方及び障がいのある方が住み慣れた地域で、生きがいをもって、安心して暮らせるまちを目指すための共通の方向性として、障害者計画で設定した基本理念である『支えあい 自分らしく暮らせるまちづくり』を実現するために、次の基本方針に基づき、施策の充実を図ります。

基本方針：多様な特性・ニーズに応じた 多職種・多分野連携による 切れ目ない支援の実現

人口構造の変化を背景に、家族の在り方やライフスタイルが多様化する中、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、家族で複数の課題を抱えているなど、利用者のニーズも多様化が進んでいます。そのため、障害福祉サービスと介護保険サービスとの関係、障がい児支援のためのサービス、地域包括支援システムの構築など、個々の状況に応じてサービスを複合的に利用する機会が増えています。

乳幼児期から高齢期に至るまで、様々な障がいの特性とライフステージに応じた切れ目のない支援施策を多職種・多分野連携により展開することは、これまで以上に重要な課題となります。

〔切れ目ない支援のイメージ〕



2. 重点課題

(1) 相談支援体制の充実強化

現状と課題

人口構造の変化やライフスタイルの多様化等を背景に障がいのある人とその家族が抱える課題は複雑化・複合化しています。ひきこもりや重度の身体障がい等による長期療養，その他様々な要因により地域や家族，社会から孤立し，相談支援やサービスの利用につながっていない人に対する支援の在り方も課題のひとつとなっています。

近年の相談支援の状況を見ると，市内の相談支援事業所数は堅実な値ではあるものの，相談支援専門員の配置は十分とは言えない状況が窺え，モニタリング等をはじめとする相談支援件数の増加や困難ケースへの対応等を想定した場合，相談支援に携わる人材の負担の増加が予測されます。

このようなことから，相談支援体制づくりとして地域におけるネットワークの形成や相談支援専門員等の育成といった人材確保につながる取組を進めるなど，地域における相談支援体制の充実強化を図っていく必要性が高まっています。

展開する取組(事業)

主な取組	取組の方向性
◎基幹相談支援センターの機能強化	地域における相談支援の中核機関としての機能強化を図るため，より一層センターの専門性を向上させるとともに，地域における関係機関等との連携強化を図る。
相談支援等人材育成の支援	相談支援専門員をはじめとする相談支援に携わる人材の育成に向けて，自立支援協議会相談支援部会活動を通じて勉強会や研修等を企画・運営する。
相談支援ネットワークの充実強化	自立支援協議会相談支援部会を核とした相談支援に関する地域ネットワークの形成に向けて支援者同士の顔の見える関係づくりなど，連携協力体制を構築する。
◎家族支援(ファミリーケア)の推進	障がいのある人とその家族が抱える複数の複合的な課題の解決に向けて多分野・多職種連携による支援を一層推進する。
精神障がい者等の地域移行・定着支援の推進	医療機関等との連携を一層強め対象者の状態像把握に努めるとともに，精神障がい者の地域移行・定着に向けた相談支援や見守り体制の構築として精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを形成する。
◎ピアサポートの推進に向けた検討	相談支援等の円滑化や質の向上，ピアサポーター等の活躍の場の提供，さらには福祉人材の確保にもつながる仕組みの構築に向けた検討を進める。

(2) 発達障がい児等支援の推進

現状と課題

発達障害者支援法の改正（平成28年）により、発達障がいの疑いがある児童の保護者に対し、継続的な相談や情報提供、助言を行うよう努めること。また、教育に関しては、発達障がいのある児童が他の児童と一緒に教育を受けられるよう、支援体制を整え、個別の教育支援計画を作成し支援するとともに、いじめ防止対策に努めること。このほか、情報の共有に関して、個人情報に十分配慮しつつ、福祉や教育等の機関が連携を図り、情報の共有を推進することが盛り込まれました。

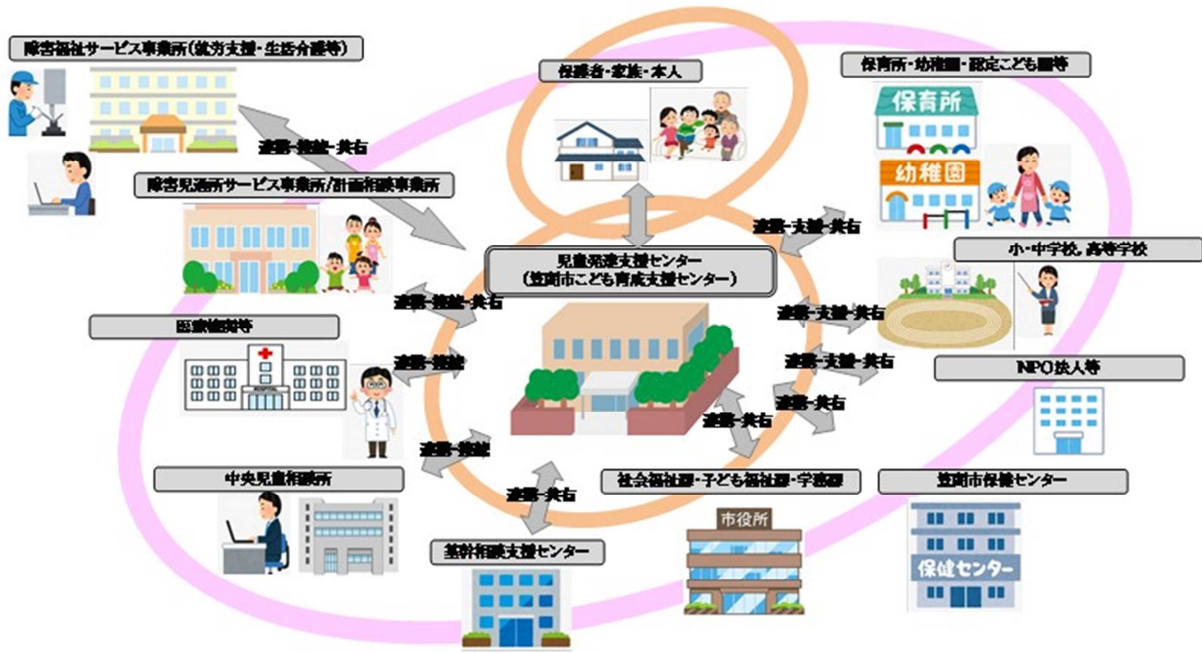
発達障がいのある児童の支援においては、早期発見・支援が有効であることから、幼少期から成人期移行まで、対象者の成長段階に応じた支援策の充実を図っていくとともに、それらを包括的かつ継続的に進めていくための支援体制の構築が重要となります。また、周囲に理解されにくい障がいの特性について広く一般の方にも理解を深めてもらい、支援につなげられるよう啓発活動に努め、障がいの有無にかかわらず全ての児童が特性に応じた成長ができる環境づくりが必要となっています。

これらのことから、地域における児童の発達障がい等支援をさらに推進していくため、令和2年度に開設した笠間市こども育成支援センターの専門性をさらに高め、その機能を一層充実させるとともに、センターを核とした保健・教育・福祉・医療等の連携のもと地域の支援力の向上に向けて取組んでいく必要があります。

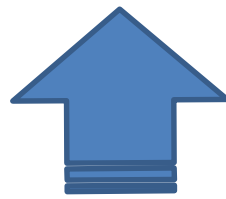
展開する取組(事業)

主な取組	取組の方向性
相談窓口のワンストップ化及び情報共有による相談支援の円滑化	保護者や支援者等の児童の発達等に関する不安や悩みに対する相談窓口のワンストップ化を図るとともに、関係する専門機関との連携を強化することで、より専門性の高い相談支援を実施する。また、児童の成長や発達段階及びライフステージに応じたスクリーニング機能を強化し情報共有を推進することで支援の円滑化に努める。
育成支援体制の整備による支援の量の確保と質の向上	情緒・言語・心身等、対象となる児童の特性に応じた適切な育成支援として、より専門的で質の高い支援を提供する。また、教育支援室やスクールソーシャルワーカー等の教育分野との連携を一層強めることで重層的な支援体制を構築する。
人材育成による地域の支援力の向上	保護者や家族、就園施設や教育施設職員、障害児通所事業所職員など、発達に障がいを抱える児童の支援者等に対し、講演会や研修機会の提供を図るとともに、関わり方に関する指導・助言を行うなど地域の支援力向上につながる人材育成に取り組む。

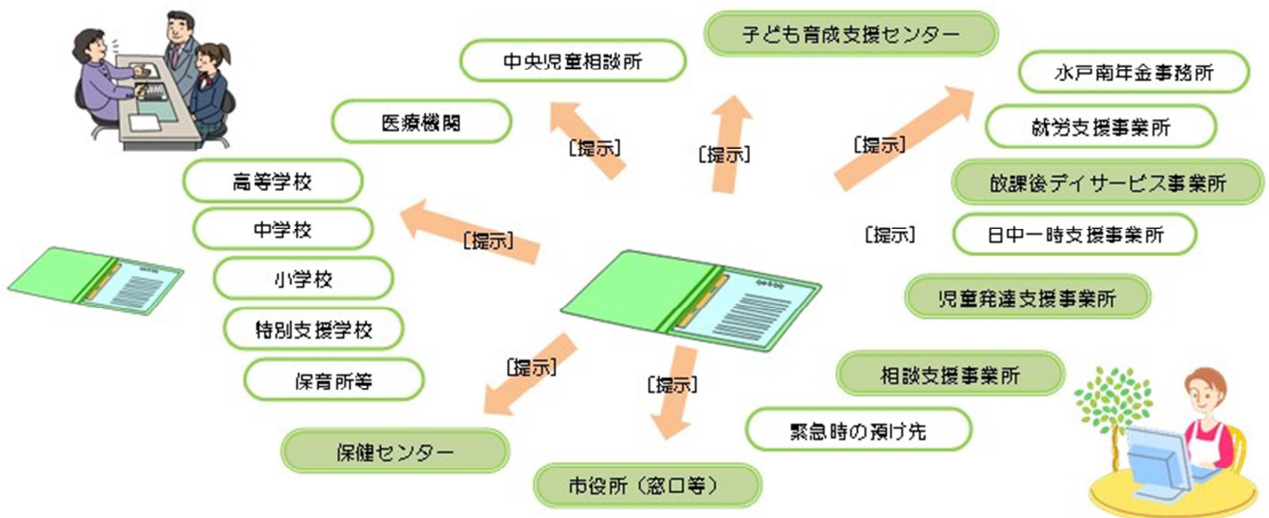
〔こども育成支援センターを核にした支援ネットワーク(イメージ)〕



資料: 社会福祉課



〔サポートブックの活用(イメージ)〕※連携を補完するツール



資料: 社会福祉課

(3) 医療的ケア児の支援体制の整備

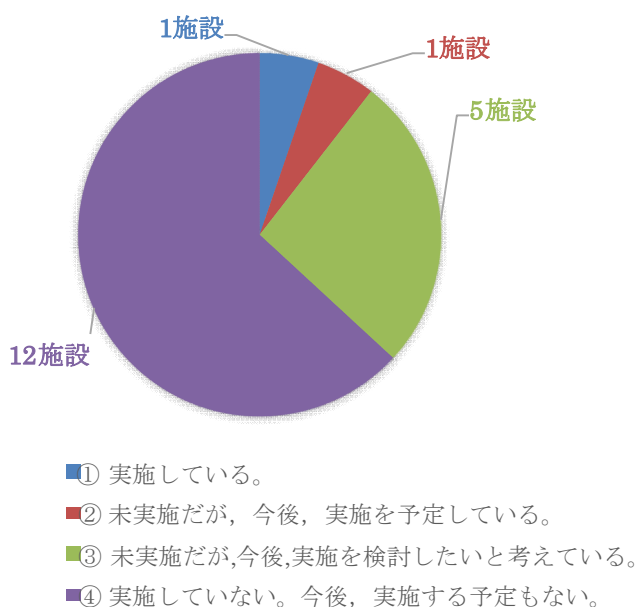
現状と課題

医療技術の進歩により、人工呼吸器や胃ろう等の利用など医療的なケアが必要な児童が増加しており、全国で在宅の医療的ケア児は2万人と推計されています。

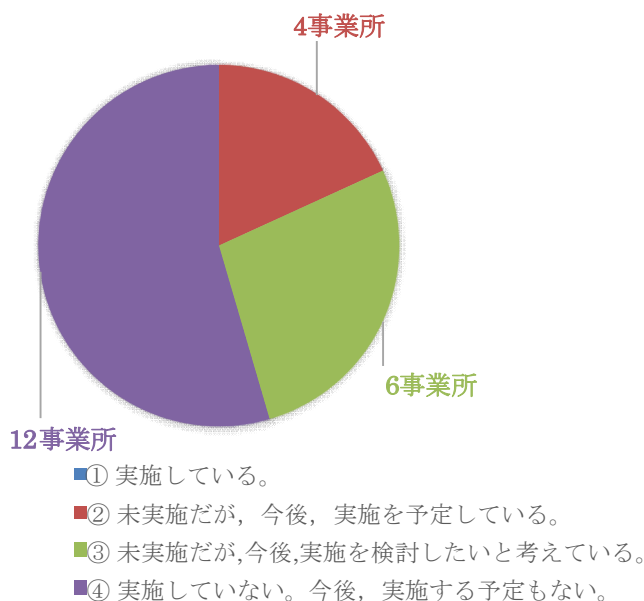
このような現状を踏まえ、本市では医療的ケア児の状態像に関する調査や地域における医療的ケア児の支援体制の整備状況に関する調査を行うとともに、笠間市障害者地域自立支援協議会全体会議及びこども支援部会を「医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場」として設置し対象児童及びその保護者の選択の幅の拡大と負担軽減に資する方策の検討を進めています。

この調査により本市においても一定数、医療的ケアが必要な児童がいることや、市内障害福祉施設や児童福祉施設等の医療的ケア児の支援への関心が高まっているという現状が把握できたところです。このことから、地域における医療的ケア児の受入体制の整備に向けた検討や、相談等を通じた個別ニーズの把握、経年変化への対応してと実態調査の継続化と情報共有の仕組みづくりなど、相談窓口としての医療的ケア児支援のコーディネート機能整備や施設等の受入体制整備などソフト・ハード両面から検討を進めていく必要があります。

〔市内教育・保育施設での医療的ケア〕



〔市内障害福祉サービス事業所での医療的ケア〕

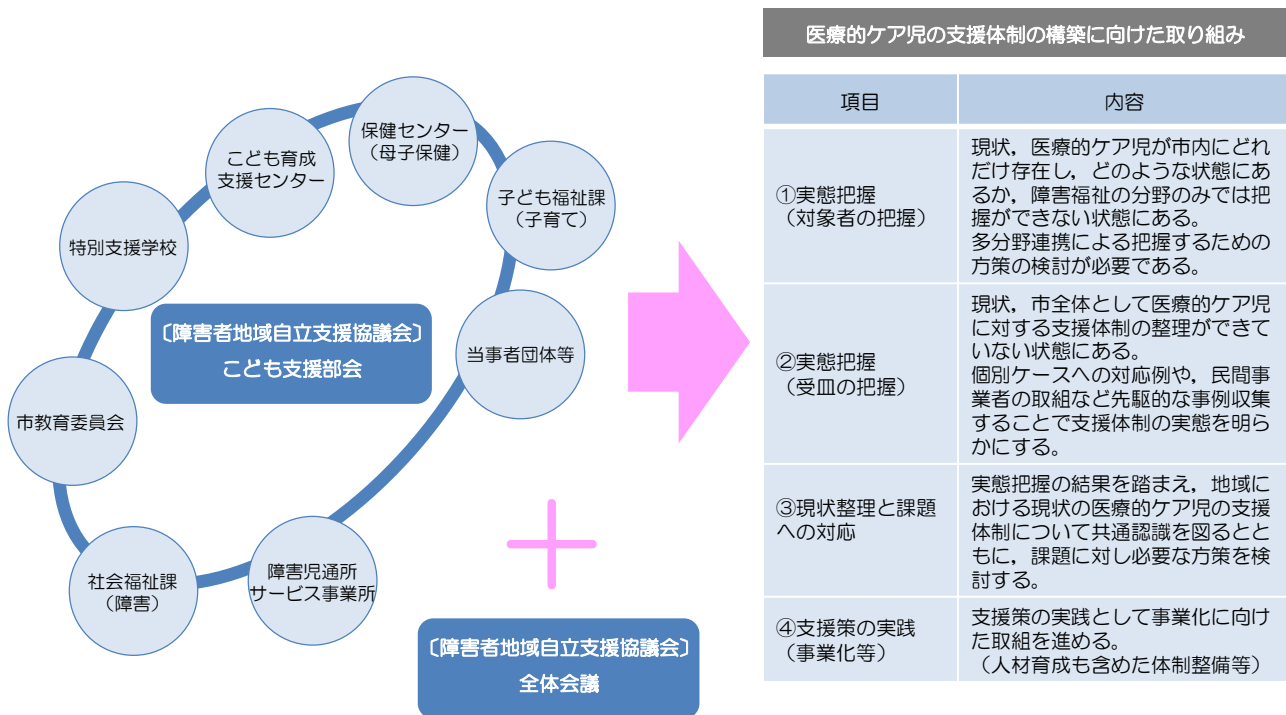


資料：令和2年度実施 市内教育・保育施設及び障害福祉サービス事業所へのアンケート

展開する取組(事業)

主な取組	取組の方向性
医療的ケア児の実態把握の継続化と情報共有	医療的ケア児の支援に関する協議の場を通じて地域における対象児童の状態像やニーズ等を把握するとともに、関係機関等で共有し円滑な支援につなげる仕組みを構築します。
医療的ケア児の受入体制の整備状況の把握	地域における社会資源の実態把握など、コーディネートをはじめとする相談支援への活用も視野に、医療的ケア児の受入体制の整備状況について定期的な調査を実施する。
◎医療的ケア児の相談支援体制の整備及び人材育成	医療的ケア児の支援に関する相談支援体制の整備として、コーディネーター配置等に向けた人材の育成を進めるとともに、相談窓口の明確化を図る。また、日中活動の場において医療的ケアを行う人材の育成・確保に向けた方策の検討を進める。
◎医療的ケア児の受入体制の整備促進	日中活動の場における医療的ケア児受入体制整備に向けて、民間活力の促進や教育・福祉分野の公的施設の機能強化、医療機関との連携強化等の視点による方策の検討を進める。

〔医療的ケア児支援の方向性〕



(4) 就労支援の推進

現状と課題

障がい者雇用制度の機能強化や就労支援体制の強化等とも相まって、障がい者雇用者数は着実に増加するとともに、障がい種別についても多様になってきています。働く障がい者が増えたからこそ、働き続けるための支援と職場環境の向上も必要となっています。

一方、地域に目を向けると、中小企業における障がい者の雇用は低調であり、就労支援機関ごとの支援内容の差異がみられます。さらに、就労する障がい者で働き方の維持が難しいケースや、十分なコミュニケーションがとりにくいというような課題、問題点をとらえて、地域での働く場・仕事の内容や幅の拡充を図り、就労支援から就労への移行促進につなげていくことが重要となっています。

あわせて、コロナ禍における就労支援として、就労形態や支援手法については、障がいの特性などに配慮した検討も必要となっています。

展開する取組(事業)

主な取組	取組の方向性
コロナ禍における就労支援の在り方検討	新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても実施可能な在宅等でのサービス提供方法について自立支援協議会活動を通じて検討を進めるとともに、好事例について積極的な共有を図っていく。
工賃向上に向けた方策等の検討	工賃向上に向けた取り組みとして、優先調達方針に基づく受注促進や就労支援事業所の強みを生かした販路・仕事の拡大等の支援、利用者の個性を生かした商品開発など新たな成長分野の開拓支援等について、自立支援協議会活動を通じて具体的な方策の検討を進める。
◎定着支援も含めた一般就労への移行支援体制の充実	ハローワークとの連携やジョブコーチによる事例検討、特別支援学校や高等学校との意見交換を行い、就労を通じた障がい者本人のライフキャリアの形成や自立支援を行うための体制整備を進める。また、障がい特性に応じた就労先のマッチング支援や雇用先等における障がい特性の理解促進に努める。

(5) コミュニケーション環境の向上と社会参加の推進

現状と課題

障害者差別解消法及び合理的配慮など国の制度改正とあわせて、本市においても権利擁護と差別解消の仕組みを整えるなど、合理的配慮に努めていますが、日常生活レベルで差別を経験している人は少なからずいると考えられます。共生社会の実現に向けて、障がいに対する理解が地域レベルで進み、取り組みが広がるようにしていくためには、障がい特性の理解を深め、障がいのある人の社会参加を促進していくことが重要であり、社会参加を支援する施策を推進することが取り組みの前進につながっていきます。情報化の進展とともに、直近ではコロナ禍を背景として情報コミュニケーションの障壁を取り除くことは、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の実現に向けて障がいのある方・ない方両方にとって重要でありながら、取り組まれていない課題でもありました。障がいのある人の意思や考えを発信することで障がいに関する理解を深められ、社会参加の幅も広がることを期待できます。

障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例づくりなどにより情報コミュニケーション環境の向上に向けた意識を醸成するとともに、具体の支援策として、多様で先進的なツールの活用や情報コミュニケーション手段の拡充、情報アクセスビリティの向上、タブレットやスマートフォンやパソコン等を活用した手続きなど様々な手法の導入について検討していきます。

展開する取組(事業)

主な取組	取組の方向性
障がい特性の理解促進の研修・啓発活動	障がい者等や障がい特性に関する市民等の理解を深めるため、当事者団体等と連携した研修や教室、啓発活動を実施する。
◎情報・コミュニケーション環境の向上	情報・コミュニケーション環境の向上に関する条例制定を契機に普及・啓発活動により市民意識を醸成する。また、環境向上の促進として、手話・要約筆記派遣や手話奉仕員養成研修の実施等の既存事業に加え、当事者意向を十分に踏まえた、情報コミュニケーション手段の拡充整備を推進する。
芸術文化活動振興及びスポーツ・レクリエーション活動等支援	芸術文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じた社会参加の促進に向けて、コロナ禍も踏まえた、新たな活動の在り方を検討・実施する。
当事者団体等の連携強化	当事者団体等の意見交換の場を設け、当事者意識・当事者目線での問題や課題の抽出に努めるとともに、連携協力体制により施策を展開する。

(6) 権利の保護と意思尊重に向けた権利擁護支援の推進

現状と課題

地域共生社会は障がいのある人の権利が守られ、意思が尊重されることを基本に地域で自立して生活できることを目指しており、障がいのある人が地域で自立して生活できる基盤として権利擁護に関する支援が必要不可欠です。

障がいのある人、その疑いがある人、社会的孤立の課題を抱える人、その家族の高齢化により親なき後の暮らしへの不安といった社会的な背景も含めたニーズへの対応が求められており、手法のひとつとして成年後見制度の利用促進も視野に入れた支援を展開していく必要性が高まっています。

このような中、本市においても、成年後見利用促進関連法の制定を背景に、認知症高齢者はもとより近年増加傾向にある知的障がい者、精神障がい者の親なき後を見据えた場合、高齢・障がい分野の双方で本制度の利用需要は一層高まると予測されております。そうした現状を踏まえ本市では、成年後見制度に関わりのある実務者で構成する「地域包括ケアシステムネットワーク実務者会議」において、成年後見制度利用促進に向けて中核機関の設置や、展開する施策の内容について協議・検討を進めてきました。

今後は、新たに設置する中核機関を中心とした権利擁護に関するネットワークを活用しながら、相談受付からアセスメント、支援手法決定、支援開始といった一体的な支援の流れの中で対象者の状態像に応じた適切な支援につなげられるように成年後見制度利用促進も含めた障がい者等の権利擁護に関する支援を一層推進していきます。

展開する取組(事業)

主な取組	取組の方向性
◎成年後見制度の理解促進	障がい者の権利保護と意志尊重に向けた権利擁護の推進に向けて、中核機関と連携しながら、市民等に対する成年後見制度の広報・啓発を実施する。
◎相談窓口の明確化及び相談支援体制の充実	中核機関との機能・役割分担のもと、地域における身近な相談先(窓口)の明確化を図る。また、成年後見制度利用も含めた権利擁護支援に関する知識とスキルの向上に努めるとともに、相談支援や見守り等を通じた権利擁護支援の実施など相談支援体制の充実化を図る。
◎成年後見制度利用支援	制度利用の必要性があり親族等による後見開始の審判の申立ができない方に対し、市長による申立てを適切に行うとともに、後見報酬等の補助を行うことで利用者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援する。

(7) 災害時等における支援体制づくり

現状と課題

近年多発する集中豪雨や地震等の自然災害に対して市民の不安は大きくなっており、他水害等の経験や教訓をいかして、災害予防対策を推進していますが、障がいのある方の不安はさらに大きく、避難誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充・配慮に努めていくことが必要となっています。

また、避難等の誘導や安否確認の仕組み及び避難先での障がい者等に対する配慮を想定した場合、肢体不自由や視覚障がい、聴覚障がい、精神障がいや知的障がい・発達障がい、さらには医療的ケア児など様々な障がい特性や家族背景も含めた状態像に応じた対応策を検討する必要があります、あわせて災害の規模や特性も踏まえた適切な案内誘導體制を構築していく必要があります。

展開する取組(事業)

主な取組	取組の方向性
障がい特性に配慮した情報提供体制の充実	情報保障及びコミュニケーション環境向上に向けた施策と連動しながら、災害に関する情報提供の手段の検討を進めるとともに、避難誘導や安否確認等の地域における体制の充実化及び明確化を図っていきます。
◎避難先等における障がい特性に応じた配慮の検討	災害発生時において避難が必要となった場合を想定し、障がい特性や状態像に応じた配慮事項について、他事例等調査を行いながら検討を行います。

(8) 障害福祉人材の確保及び定着化に向けた取組

現状と課題

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保するという視点が必要となります。このような中、本市における近年の障害福祉サービスの利用は年々増加の傾向にある一方で、障害児通所支援事業所の増加が一部見られるものの、相談支援事業所をはじめとする障害福祉サービス事業所の大幅な増加がない中で、事業所及び職員への負担の増加が懸念されています。

そのため、障がい福祉分野に携わる人材の確保に向けた取組として、障害福祉サービス事業所等の職員の定着化や支援業務の円滑化に向けて専門性を高めるための研修の実施や多分野・多職種間の連携強化による支援の円滑化、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、自立支援協議会活動を通じながら関係者間の連携協力のもと取り組んでいくことが必要となっています。

展開する取組(事業)

主な取組	取組の方向性
◎人材育成による支援の質の向上と効率化	障がい福祉分野の人材等に対し、知識やスキルの向上に資する研修機会を提供するとともに、事業所と行政の連携協力関係を構築することで、業務の改善等に向けた検討・協議を進めるなど、地域にとってよりよい制度の運用を図っていく。
◎自立支援協議会活動を通じた情報発信	自立支援協議会活動の活発化を図りながら、子どもや若者、女性等に対し障がい福祉の仕事の「やりがい」や「魅力」の発信や理解促進に取り組む。また、職場見学や体験等を通じたマッチングに関する仕組みづくりの検討を行う。
多分野・多職種連携の推進による業務の円滑化	困難ケースへをはじめとする複合化・複雑化するケース等に対し、多分野・多職種連携による支援の展開や、支援者間での情報の共有・連携を推進することで支援業務の円滑化を図る。

第4章 成果目標と活動指標

1. 成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活の移行や就労支援を進めるため、令和5年度を目標年度の成果目標を設定します。設定にあたっては、国の指針及び県の考え方を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定します。

成果目標1. 地域生活支援拠点が有する機能の充実

現在、市内には障がいのある方の地域生活を支援する機能を持った「地域生活支援拠点」の整備に取り組んでいます。令和3年度から検証及び検討する機能を確保し、年1回運用状況の検証及び検討を実施します。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
②地域生活支援拠点の確保・充実	確保	充実	充実
②検証及び検討の有無	—	1回	1回
③検証及び検討の回数	—	1回	1回

成果目標2. 障害児支援の提供体制の整備等

令和2年度に児童発達支援センターとして、こども育成支援センターを設置しました。児童発達支援の中核的機能を有する体制として機能強化を図ります。

また、令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。

項目	令和5年度末 目標値	設置場所
①児童発達支援センターの設置(笠間市こども育成支援センター)	設置済 (R2年度)	市設置
②保育所等訪問支援の設置	設置済 (R2年度)	市設置
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	設置	圏域設置
④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	設置	圏域設置
⑤医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場の設置	設置済 (R2年度)	市設置
⑥医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人配置	市設置

成果目標 3. 相談支援体制の充実・強化等（総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保）

相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制として、基幹相談支援センターを確保しており、基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の強化を図ります。

項目	令和5年度末目標値	設置場所
総合的・専門的相談支援体制の確保	確保	市設置
総合的・専門的相談支援体制の強化	実施	—

成果目標 4. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

項目	令和5年度末目標値
体制構築の有無	構築

成果目標 5. 施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、施設入所者数の1.6%以上の減少を目標とし、地域生活へ移行し、定着できるように支援体制の充実を図ります。

項目	令和5年度末目標値	
①令和2年3月31日時点の施設入所者数	126人	
②地域生活移行者数	8人	6.3%
③削減見込者数	3人	2.4%

成果目標 6. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労へ、就労移行支援事業等を利用して一般就労に移行する者を増やすことを目標とします。

- ・一般就労への移行者：1.27倍以上
- ・就労移行支援：1.30倍以上
- ・就労継続支援A型：概ね1.26倍以上
- ・就労継続支援B型：概ね1.23倍以上

令和5年度末に、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

項目	目標	
①令和元年度の一般就労移行者数	8人	
【目標値】一般就労移行者数	12人	1.5倍
②令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	5人	
【目標値】就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	7人	1.40倍
③令和元年度の就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労移行者数	1人	
【目標値】就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労移行者数	2人	2.0倍
④令和元年度の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労移行者数	2人	
【目標値】就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労移行者数	3人	1.50倍
⑤令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者のうち就労定着事業利用者割合	12.5%	
【目標値】就労移行支援事業を通じた一般就労移行者のうち就労定着事業利用者割合	70%	
⑥令和元年度の就労定着支援事業所ごとの就労定着率	100%	
【目標値】就労定着支援事業所ごとの就労定着率	100%	

2. 活動指標

活動指標 1. 発達障がい者等に関する支援

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ピアサポートの参加人数	1人	2人	3人

活動指標 2. 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療及び福祉関係者による協議の場の開催	3回	3回	3回
医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	20人	20人
医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および協議の実施回数	0回	1回	1回

活動指標 3. 相談支援体制の充実・強化のための取組

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的相談支援体制	有	有	有
相談支援体制の強化 ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10件	10件	10件
・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	3回	3回

活動指標 4. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	実施	実施	実施
障害者自立支援審査支払等システムによる審査の共有	実施	実施	実施

活動指標 5. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの配置人数	0人	1人	1人

第5章 障害福祉サービス等の見込み量と確保方策

障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和2年厚生労働省告示第213号。以下「基本指針」という。）に基づき作成するものです。

「基本指針」の目的は、「障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすること」としています。

なお、基本指針では、以下の6つを基本的理念としています。

〔基本指針における基本的理念〕

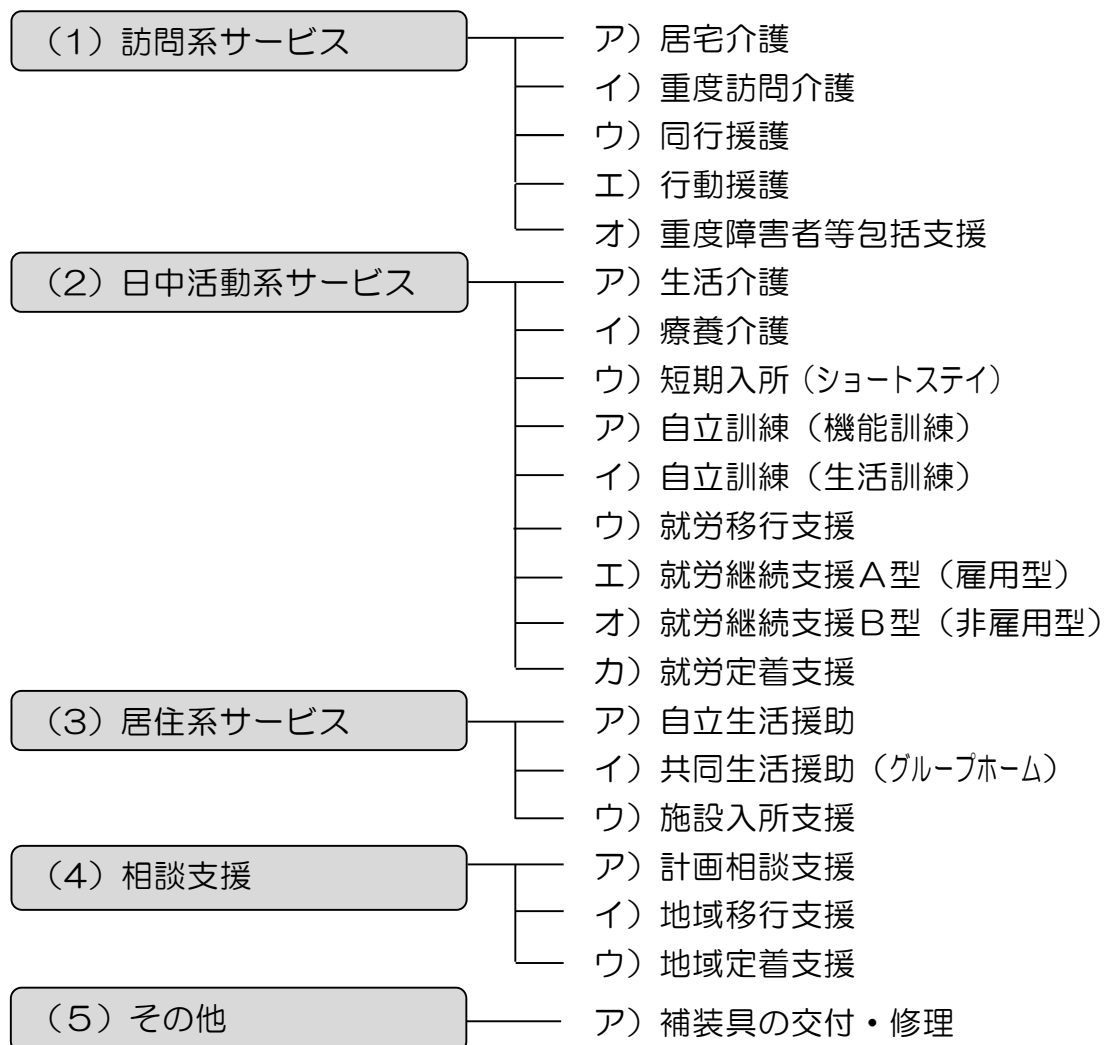
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援②市町村を基本とした、身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備④地域共生社会の実現に向けた取組⑤障がい福祉人材の確保【新規】⑥障がい者の社会参加を支える取組【新規】 |
|---|

本市は、障がい者支援施策の推進に向けて、以下のような基本的な考え方に基づき、障害福祉サービスなどの必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

- ①自立生活支援の環境整備
- ②必要な訪問系サービスの確保
- ③希望する日中活動系サービスの確保
- ④グループホームの確保を図り、施設入所から地域生活への移行を推進
- ⑤必要な相談支援体制を確保し、地域生活移行や地域定着を支援
- ⑥福祉施設から一般就労への移行を推進

1. 障害福祉サービス

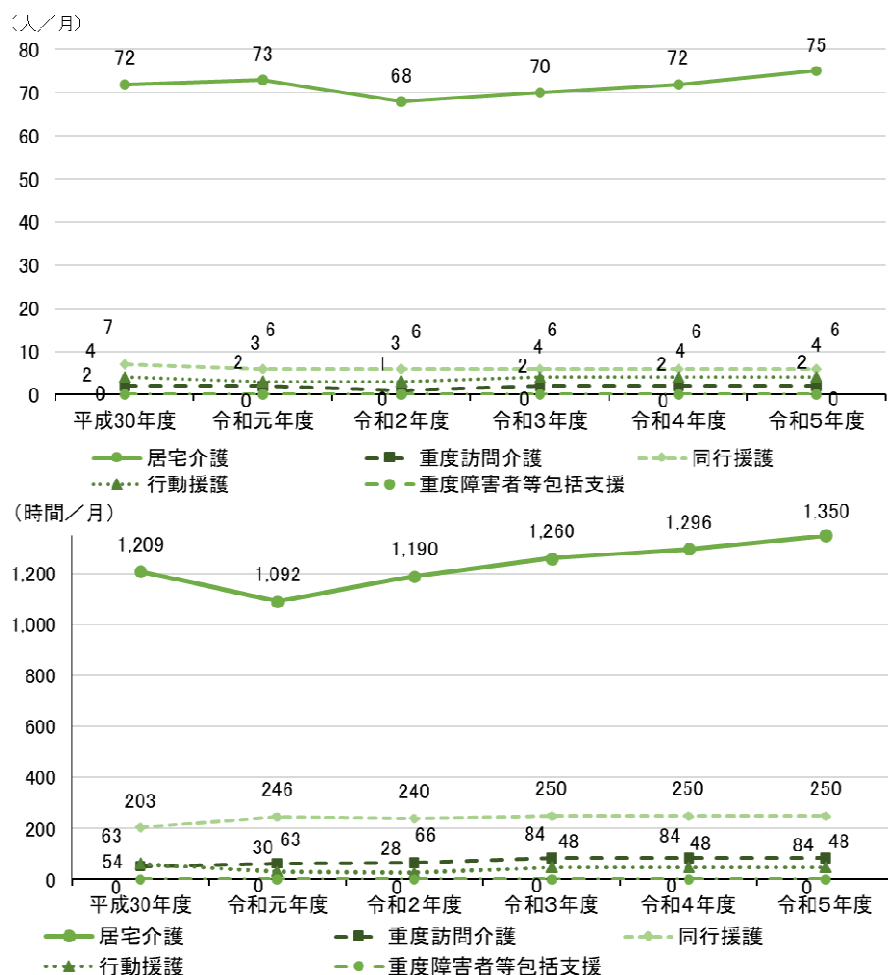
第5期障害福祉計画の実績を踏まえ、令和3年度から令和5年度の3年間の第6期計画期間として各年度における見込み量を設定します。



(1) 訪問系サービス

事業名	事業内容
ア)居宅介護 (ホームヘルプサービス)	居宅において生活全般にわたる援助を行います。(入浴, 排せつ及び食事等の介護, 調理, 洗濯及び掃除等の家事, その他生活等に関する相談及び助言)
イ)重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に, 居宅において, 生活全般にわたる援助と外出時の支援を総合的に行います。(入浴, 排せつ及び食事等の介護, 調理, 洗濯及び掃除等の家事, 外出時における移動中の介護, その他生活等に関する相談及び助言)
ウ)同行援護	視覚に障がいがあり, 移動に著しい困難がある人に, 移動時及び外出先において支援を行います。(視覚的情報の支援(代筆・代読を含む), 移動の援護, 排せつ・食事等の介護)
エ)行動援護	知的・精神・発達に障がいがあり, 行動や移動に著しい困難がある人に, 移動時及び外出先において支援を行います。(行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護, 外出時における移動の援護, 排せつ・食事等の介護, その他行動する際に必要な援助)
オ)重度障害者等包括支援	四肢の麻痺や寝たきりの状態の人や, 知的または精神に障がいがある人で, 意思疎通や行動上に著しい困難がある人に, 障害福祉サービスを包括的に提供します。(訪問系サービス(居宅介護, 重度訪問介護など), ・日中活動系サービス(生活介護, 自立訓練, 就労移行支援など), 居住系サービス(共同生活援助))

〔第5期実績と第6期見込み量〕



(人/月, 時間/月)

			第5期計画値・実績			第6期見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア) 居宅介護	実人数	計画	74	76	78	70	72	75
		実績	72	73	68			
	延利用時間	計画	1,201	1,236	1,272	1,260	1,296	1,350
		実績	1,209	1,092	1,190			
イ) 重度訪問介護	実人数	計画	1	1	2	2	2	2
		実績	2	2	1			
	延利用時間	計画	15	15	30	84	84	84
		実績	54	63	66			
ウ) 同行援護	実人数	計画	7	7	7	6	6	6
		実績	7	6	6			
	延利用時間	計画	133	133	133	250	250	250
		実績	203	246	240			
エ) 行動援護	実人数	計画	5	5	5	4	4	4
		実績	4	3	3			
	延利用時間	計画	56	56	56	48	48	48
		実績	63	30	28			
オ) 重度障害者等包括支援	実人数	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	延利用時間	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

※実績値は、各年度10月時点の1か月分

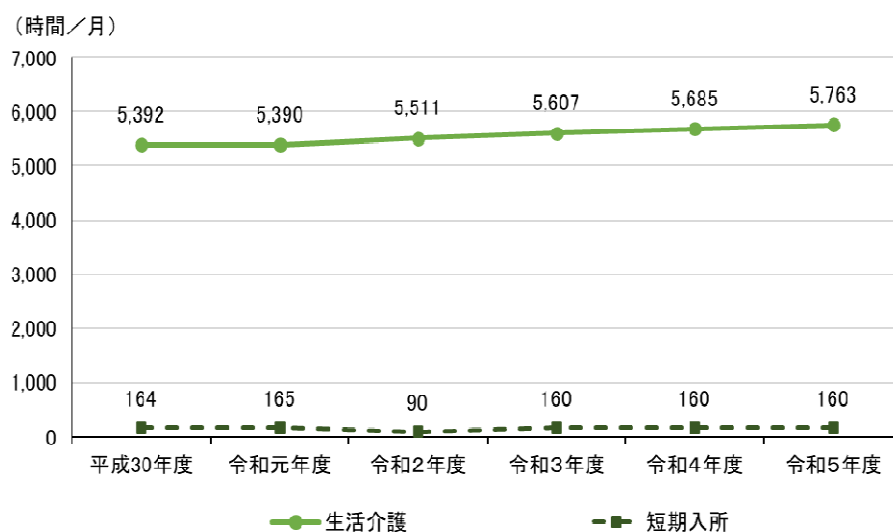
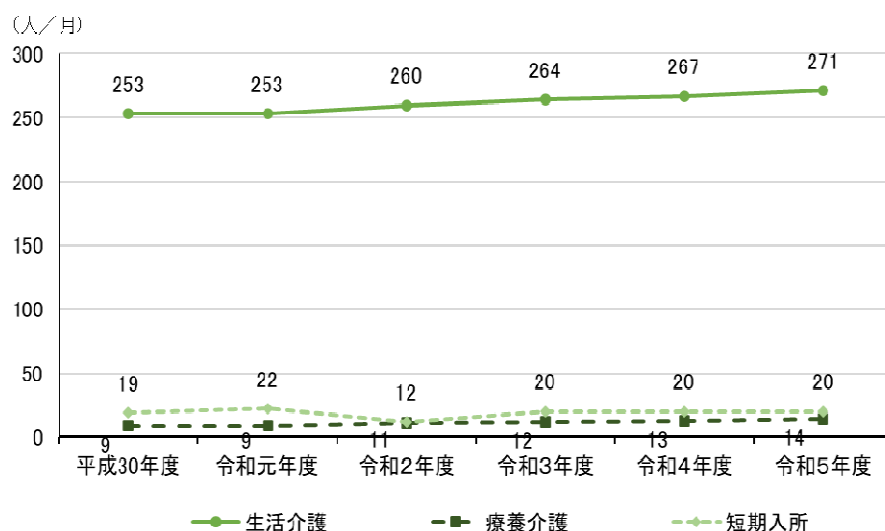
サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア) 居宅介護	年度により利用者は増減しているが、第5期の実績程度の利用を見込み1人当たり時間数は3年平均で見込んでいます。	居宅において安心して暮らすことができるよう、相談支援事業所やサービス事業所と連携しニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。 精神障がい・発達障がいなどの対象者の増加や、外出や社会参加の機会の増加などに対応できるように提供体制の確保に努めます。
イ) 重度訪問介護	直近の利用者数と1人当たり平均時間数で見込んでいます。	
ウ) 同行援護	近年の利用実績から利用者数を見込み、利用時間は伸び率を勘案して見込んでいます。	
エ) 行動援護	近年の利用実績から利用者数を見込み、利用時間は3年平均で見込んでいます。	
オ) 重度障害者等包括支援	利用実績がなく、現時点で明確なニーズの把握がないことから、利用量を見込んでいません。	

(2) 日中活動系サービス

①日中活動系サービス(介護給付)

事業名	事業内容
ア)生活介護	常時介護を必要とする人に、主として日中に障害者支援施設等で日常生活の支援を行います。(入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助、その他の必要な日常生活上の支援)
イ)療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主として日中に、病院や施設で日常生活の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。(病院における機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話)
ウ)短期入所 (ショートステイ)	居宅において介護を行う人が疾病などで介護を行うことができない場合に、短期間施設へ入所をして、入浴、排せつ及び食事その他の必要な援助を行います。

〔第5期実績と第6期見込み量〕



(人/月)

			第5期計画値・実績			第6期見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア)生活介護	実人数	計画	242	252	263	264	267	271
		実績	253	253	260			
	延利用 日数	計画	4,962	5,171	5,388	5,607	5,685	5,763
		実績	5,392	5,390	5,511			
イ)療養介護	実人数	計画	9	9	9	12	13	14
		実績	9	9	11			
ウ)短期入所	実人数	計画	23	25	27	20	20	20
		実績	19	22	12			
	延利用 日数	計画	181	190	198	160	160	160
		実績	164	165	90			

※実績値は、各年度10月時点の1か月分

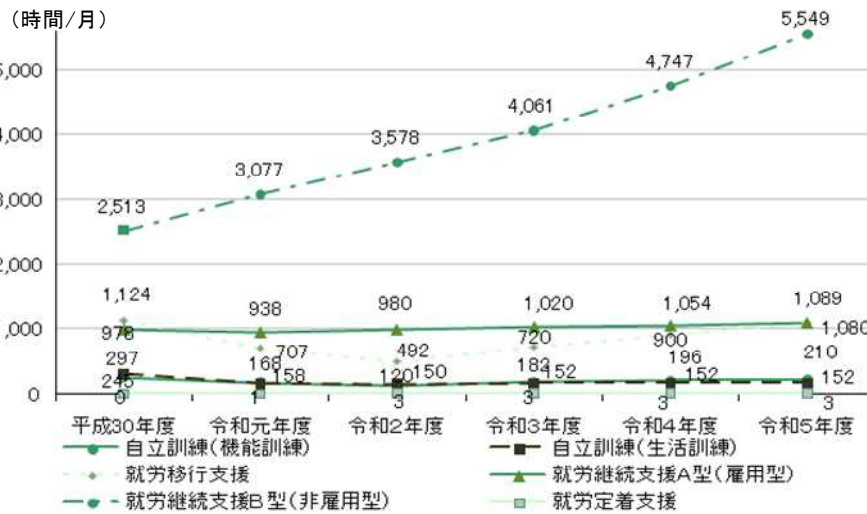
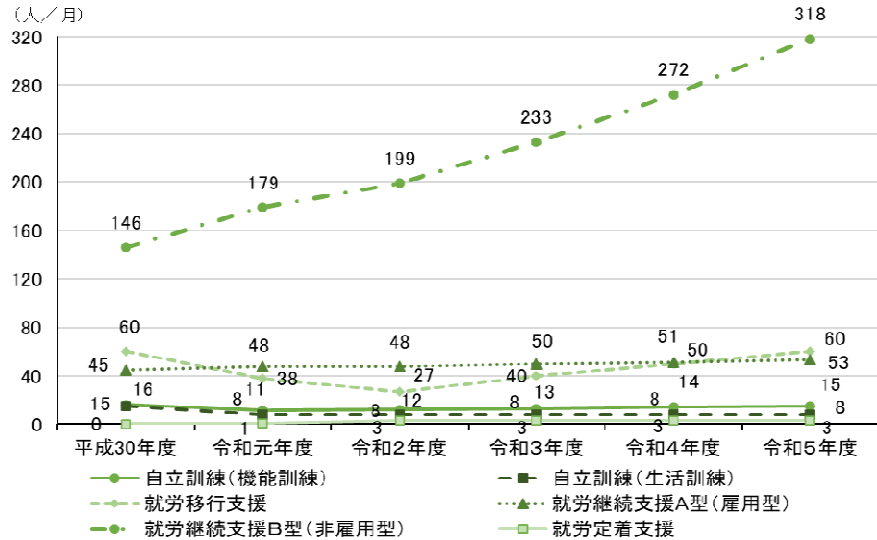
サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア)生活介護	第5期計画期間の利用者数の伸び率と平均利用日数で見込んでいます。	利用者のニーズや状況に応じたサービスの提供体制の確保に努めます。
イ)療養介護	令和2年度の利用者数から計画期間は1人ずつ増加と見込んでいます。	
ウ)短期入所	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響がみられますが、計画期間は回復することを前提に、平成30年度・令和元年度程度を見込んでいます。	

②日中活動系サービス(訓練等給付)

事業名	事業内容
ア)自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいがある人や難病等の人、通所や居宅への訪問によって、身体機能や生活能力の維持・向上を図るための援助を行います。(理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談・助言、その他の必要な支援)
イ)自立訓練 (生活訓練)	知的または精神に障がいがある人が、通所や居宅への訪問によって、生活能力の維持・向上を図るための援助を行います。(入浴、排せつ及び食事等、日常生活に関する訓練、生活等に関する相談・助言、その他の必要な支援)
ウ)就労移行支援	一般就労等を希望する65歳未満の人へ、就労に向けて必要な支援を行います。(生産活動、職場体験などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援やその適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談)
エ)就労継続支援 A型(雇用型)	雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般就労に移行するための支援を行います。(生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練)

事業名	事業内容
オ)就労継続支援 B型(非雇用型)	通所による生産活動などの機会の提供, 就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
カ)就労定着支援	就労移行支援等を利用し, 一般就労に移行していく中で就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援していくサービスです。

〔第5期実績と第6期見込み量〕



(人/月)

		第5期計画値・実績			第6期見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア)自立訓練 (機能訓練)	実人数	計画	15	18	20		
		実績	16	11	12	13	14
	延利用 日数	計画	75	90	100		
		実績	245	168	120	182	196
イ)自立訓練 (生活訓練)	実人数	計画	22	27	34		
		実績	15	8	8	8	8
	延利用 日数	計画	385	475	586		
		実績	297	158	150	152	152

			第5期計画値・実績			第6期見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ウ) 就労移行支援	実人数	計画	64	67	71	40	50	60
		実績	60	38	27			
	延利用日数	計画	1,099	1,154	1,211	720	900	1,080
		実績	1,124	707	492			
エ) 就労継続支援A型(雇用型)	実人数	計画	44	44	44	50	51	53
		実績	45	48	48			
	延利用日数	計画	926	926	926	1,020	1,054	1,089
		実績	978	938	980			
オ) 就労継続支援B型(非雇用型)	実人数	計画	142	149	156	233	272	318
		実績	146	179	199			
	延利用日数	計画	2,414	2,534	2,661	4,061	4,747	5,549
		実績	2,513	3,077	3,578			
カ) 就労定着支援	実人数	計画	0	0	9	3	3	3
		実績	0	1	3			
	延利用日数	計画	0	0	180	3	3	3
		実績	0	1	3			

※実績値は、各年度10月時点の1か月分

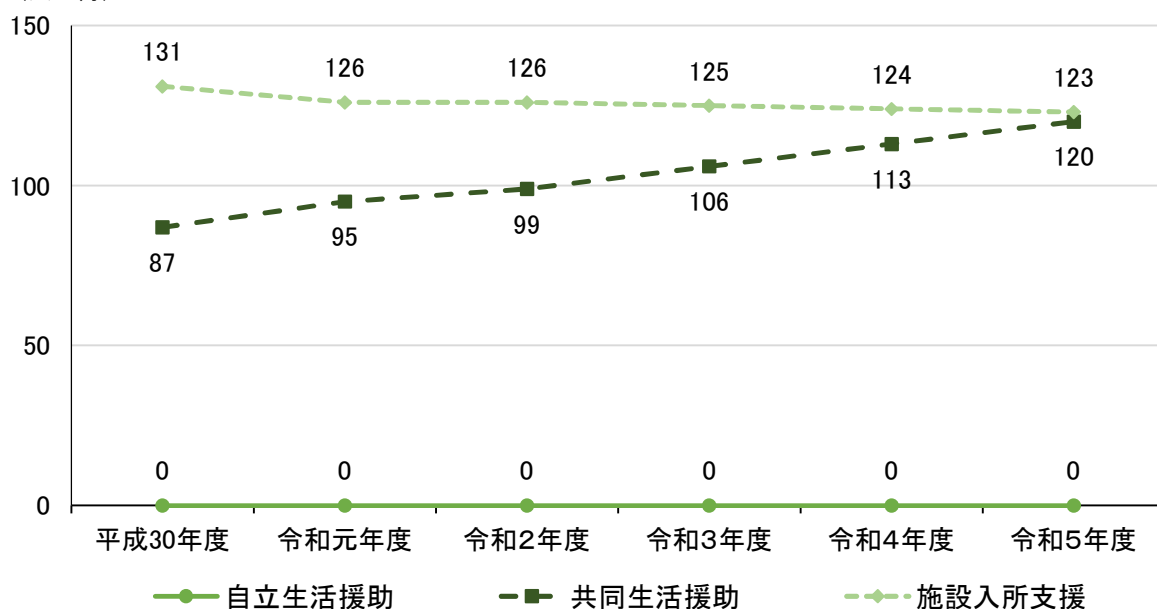
サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア) 自立訓練 (機能訓練)	利用者が減少しているものの、平成30年度実績程度の利用を見込んでいます。	基幹相談支援センターが中心となり、事業所と連携しながら、障がいの状態や希望に応じたサービスが提供できるように努めます。 一般就労を希望する人に対し、スムーズな移行ができるよう茨城障害者職業センターやハローワークとの連携を図ります。
イ) 自立訓練 (生活訓練)	利用者が減少しているものの、平成30年度実績程度の利用を見込んでいます。	
ウ) 就労移行支援	利用者が減少しているものの、就業支援として重要なサービスであり、利用促進を図る観点からも平成30年度実績程度の利用を見込んでいます。	
エ) 就労継続支援A型(雇用型)	第5期計画期間の利用者数の伸び率と平均利用日数で見込んでいます。	
オ) 就労継続支援B型(非雇用型)	第5期計画期間の利用者数の伸び率と平均利用日数で見込んでいます。	
カ) 就労定着支援	令和2年度の利用状況から、同程度の利用者を見込んでいます。	

(3) 居住系サービス

事業名	事業内容
ア) 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人に対し、一定の期間にわたり定期的な訪問や随時の対応を行い、自立生活を支援します。
イ) 共同生活援助 (グループホーム)	障がいがある人が共同生活を営む住居において、主に夜間に必要な日常生活上の世話をを行います。日中は生活介護や自立訓練、就労継続支援B型を利用します。(入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言、就労先その他関係機関との連絡)
ウ) 施設入所支援	障害者支援施設等に入所している障がいがある人に、主に夜間に日常生活上の支援を行います。日中は主に生活介護を利用します。(入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言)

〔第5期実績と第6期見込み量〕

(人/月)



(人/月)

			第5期計画値・実績			第6期見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア) 自立生活援助	実人数	計画	0	0	12	0	0	0
		実績	0	0	0			
イ) 共同生活援助 (グループホーム)	実人数	計画	84	88	93	106	113	120
		実績	87	95	99			
ウ) 施設入所支援	実人数	計画	126	125	124	125	124	123
		実績	131	126	126			

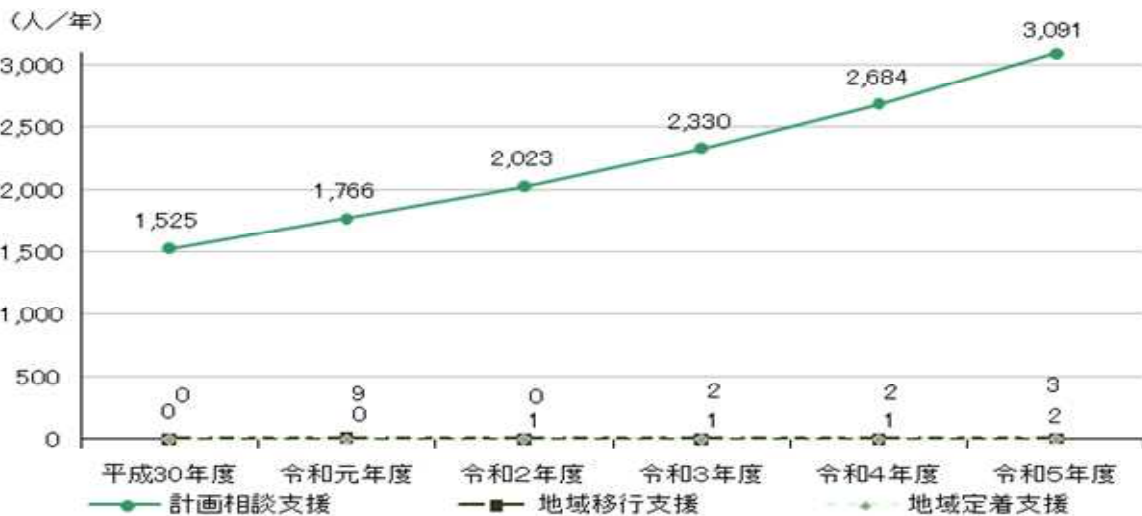
※実績値は、各年度10月時点の1か月分

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア) 自立生活援助	利用実績及び利用見込みがないことから、計画期間は利用を見込んでいません。	事業所数は増加していますが、入所希望者が多く入所が難しい状況にあります。市内をはじめ近隣の事業所と連携し希望者が円滑に入居できるよう支援します。障がいの状況や希望を踏まえ、施設から地域での生活へ移行できるよう、グループホームや在宅での支援の体制の構築に努めます。
イ) 共同生活援助 (グループホーム)	第5期計画期間の利用者数の伸び率で見込んでいます。	
ウ) 施設入所支援	実態を踏まえ2人の減少を見込んでいます。	

(4) 相談支援

事業名	事業内容
ア) 計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人に対して、適切なサービスが利用できるよう、相談支援専門員がサービス利用計画の作成や見直しなどの支援を行います。(サービス支給決定前の訪問などによるアセスメント、利用に向けた関係機関との、連絡調整、サービス利用計画案の作成、その他、サービス利用に関する相談・助言)(サービス支給決定後のサービス等利用計画の作成、利用者の現状把握(モニタリング)、計画の見直し、関係機関との連絡調整、その他サービス利用に関する相談・助言)
イ) 地域移行支援	障害者支援施設に入所している人や、精神科病院に入院している精神に障がいがある人が、地域生活へ移行する際に必要な、住居の確保や障害福祉サービス事業所への見学、相談、その他地域生活への移行に必要な支援を行います。
ウ) 地域定着支援	居宅において、単身であるなど緊急時の支援が見込めない障がいがある人に対して、常に連絡が可能な体制を確保し、障がいの特性に起因して発生した緊急事態等に、相談・訪問などの緊急対応を行います。

〔第5期実績と第6期見込み量〕



(人/年)

			第5期計画値・実績			第6期見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア)計画相談支援	実人数	計画	1,142	1,200	1,259	2,330	2,684	3,091
		実績	1,525	1,766	2,023			
イ)地域移行支援	実人数	計画	0	1	3	2	2	3
		実績	0	9	0			
ウ)地域定着支援	実人数	計画	0	0	1	5	6	8
		実績	0	0	1			

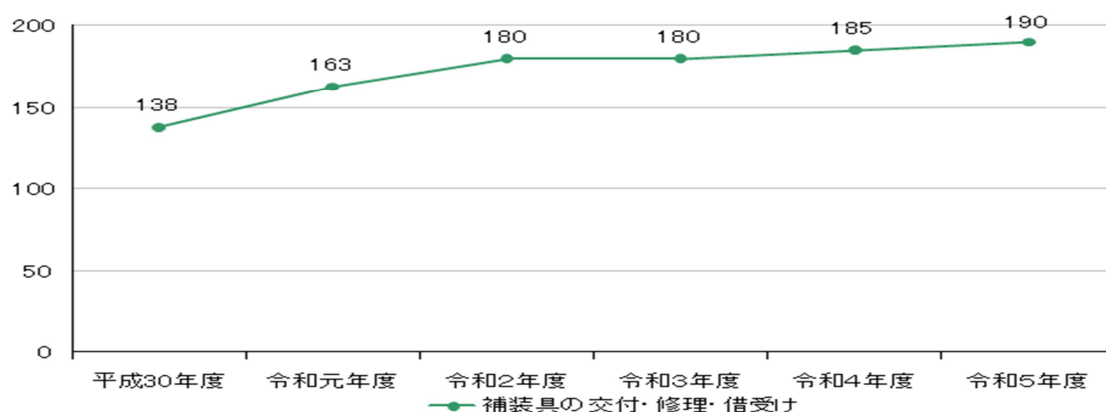
サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア)計画相談支援	第5期計画期間の利用者数の伸び率で見込んでいます。災害時安否確認等でモニタリング制度を活用することを想定しています。	相談支援事業所と連携を図り相談支援の充実のための体制を整えていきます。 基幹相談支援センターを中心に指定相談支援事業所への助言・指導を行い、相談支援専門員の資質向上に取り組みます。
イ)地域移行支援	個別ケースにより異なることから見込みにくいものの、令和2年度の見込み数を基本に見込んでいます。	地域移行支援は、精神科病院の長期入院患者のうち、寛解等の状態にあり病状等が落ち着いている人について医療機関と連携を図りながら、地域生活への移行促進に努めます。
ウ)地域定着支援	個別ケースにより異なることから見込みにくいものの、令和2年度の見込み数を基本に見込んでいます。	

(5) その他

①補装具の交付・修理・借受け

事業名	事業内容
ア)補装具の交付、修理・借受け	身体障害者手帳の交付を受けた方や難病を有する方の仕事や日常生活を容易にするために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具(補装具)の購入または修理にかかる費用を支給します。(義手, 義足, 車いす, 盲人安全つえ, 義眼, 補聴器等)

[第5期実績と第6期見込み量]



(件/年)

			第5期計画値・実績			第6期見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア)補装具の交付、修理・借受け受け	件数	計画	144	144	156	180	185	190
		実績	138	163	180			

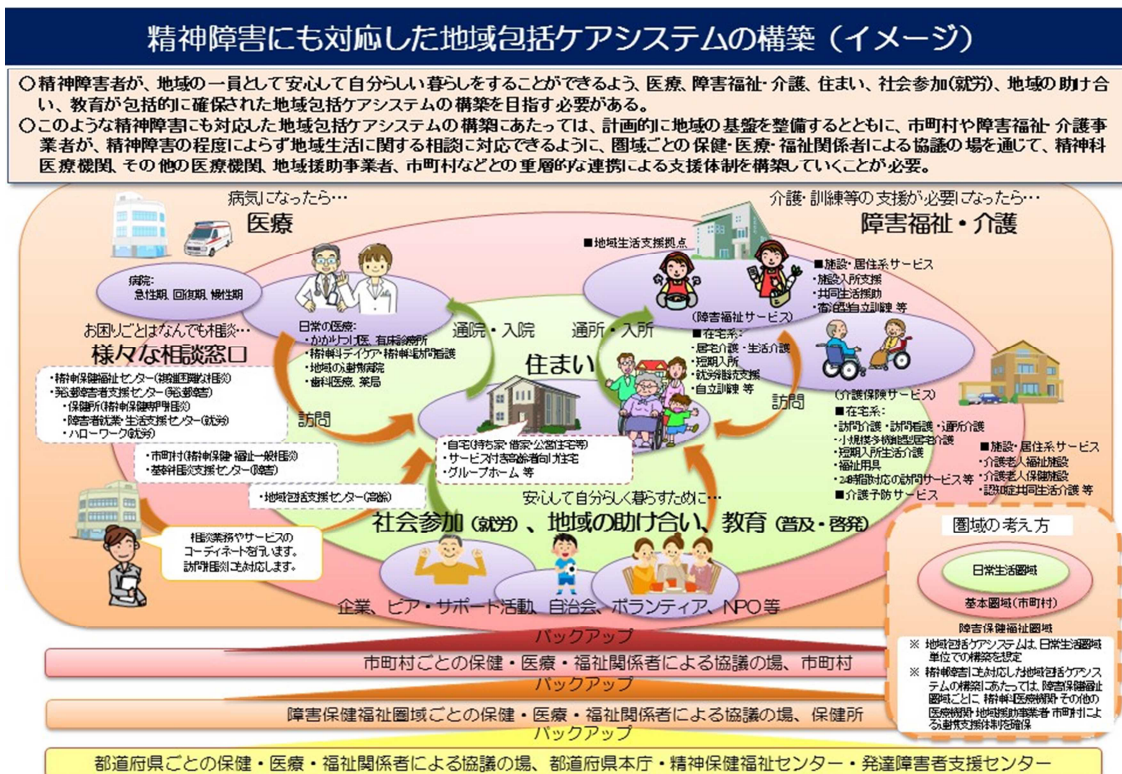
※実績値は、各年度の1年間分

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア)補装具の交付・修理・借受け	平成30年度から令和2年度にかけて利用件数は微増しており、今後のニーズを考慮して、今後の利用を見込んでいます。	一人ひとりのニーズにあった補装具の給付に努めます。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向け精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、自立支援協議会を地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場として設定して様々な課題を検討します。

[精神障がいに対応した地域包括ケアシステム(イメージ)]



資料：厚生労働省

2. 地域生活支援事業

障がいのある方及び障がいのある児童が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域生活支援事業を実施することで、よりきめ細かな支援につなげていきます。

(1) 必須事業

事業名	事業内容
ア)理解促進研修・啓発事業	障がいのある方等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対し、障がいのある方等への理解を深めるための研修・啓発を通じて、共生社会の実現を図ります。
イ)自発的活動支援事業	障がいのある方等や、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、共生社会の実現を図ります。
ウ)障害者相談支援事業	障がいのある方、障がいのある児童の保護者または障がいのある方等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある方等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
エ)地域自立支援協議会	地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担います。
オ)基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等について、自立支援協議会活動を通じた取組や関係機関等との連携により進めます。
カ)住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方等に対し、入居に必要な調整を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある方等への理解と協力を促し、地域生活を支援します。
キ)成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい又は精神障がいのある方に対し、成年後見制度の周知啓発をすることにより、障がいのある方等の権利擁護を図ります。
ク)成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人による後見活動を支援することで、障がいのある方等の権利を擁護する事業です。
ケ)意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等に対し、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、障がいのある方等とその他の人の意思疎通の円滑化を図ります。
コ)手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者等の方が外出する時などで、手話通訳が必要な場合に手話通訳者を派遣します。
サ)要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者等の十分な意思疎通を図るための要約筆記者の派遣を行います。
シ)日常生活用具給付事業	障がいのある方等に対し、日常生活用具(ストマ用装具や入浴補助用具等)を給付します。

事業名	事業内容
ス)手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者との交流活動の支援として求められる、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成します。
セ)移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいがある方等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します
ソ)地域活動支援センター事業	障がいのある方等をセンターに通所させ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援を促進します。

〔第5期実績と第6期見込み量〕

			第5期計画値・実績			第6期見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア)理解促進研修・啓発事業	イベント開催回数	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
イ)自発的活動支援事業	団体数	計画	3	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3			
ウ)障害者相談支援事業	箇所数	計画	3	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3			
エ)地域自立支援協議会	箇所数	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
オ)基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所数	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
カ)住宅入居等支援事業	件数	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
キ)成年後見制度利用支援事業	利用実人数	計画	1	1	1	1	2	3
		実績	1	1	1			
ク)成年後見制度法人後見支援事業	団体数	計画	0	0	0	1	1	1
		実績	0	0	1			
ケ)意思疎通支援事業	利用実人数	計画	18	18	18	21	21	21
		実績	17	23	10			
コ)手話通訳者派遣事業	利用実人数	計画	0人	20人	0人	20	20	20
		実績	16	23	10			
サ)要約筆記者派遣事業	利用実人数	計画	ケ)に含む	ケ)に含む	ケ)に含む	1	1	1
		実績	1	0	0			
シ)意思疎通支援事業	利用実人数	計画	18	18	18	18	18	18
		実績	18	18	18			

			第5期計画値・実績			第6期見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シ)日常生活用具給付	件数	計画	2,200	2,300	2,400	2,137	2,175	2,214
		実績	2,028	2,106	2,100			
ス)手話奉仕員養成数	人数	計画	0	20	0	0	20	0
		実績	0	20	0			
セ)移動支援事業	利用実人数	計画	17	19	21	10	10	10
		実績	10	10	8			
	延利用者数	計画	-	-	-	67	67	67
		実績	84	67	40			
	延べ利用回数	計画	-	-	-	202	202	202
		実績	254	202	120			
延利用時間	計画	306	342	378	438	438	438	
	実績	527	438	220				
ソ)地域活動支援センターⅠ型事業所	箇所	計画	3	3	3	3	2	2
		実績	3	3	3			
	人/年	計画	18	20	22	10	9	9
		実績	10	10	10			
ソ)地域活動支援センターⅡ型事業所	箇所	計画	1	1	1	1	2	2
		実績	1	1	1			
	人/年	計画	18	18	18	11	12	12
		実績	15	13	11			
ソ)地域活動支援センターⅢ型事業所	箇所	計画	1	1	1	0	0	0
		実績	0	0	0			
	人/年	計画	1	1	1	0	0	0
		実績	0	0	0			

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア)理解促進研修・啓発事業	5期の実績と同程度で見込んでいます。	障がいの理解を深めるため、ホームページや広報紙等により普及・啓発を目的とした広報活動に努めます。また、障がいがある方とない方が共に参加するイベントを開催するなど、多くの住民が参加できる形態にすることにより、障がいがある人に対する理解促進に努めます。
イ)自発的活動支援事業	5期の実績と同程度で見込んでいます。	障がいのある方やその家族等による、地域における自発的な取組や事業を実施している団体で、市や県が実施する社会参加促進事業や研修会等に参加している団体に対し、支援を行います。

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ウ)障害者相談支援事業	5期の実績と同程度で見込んでいます。	事業所数については、更なる基幹相談支援センターの機能強化を図るため社会福祉士等の専門的な知識を有する職員を増員配置を検討するなど、身体・知的・精神・発達障がいに対応が出来るよう充実した相談支援体制づくりに努めます。計画相談支援事業者に対し、専門的な指導・助言、人材育成の支援に取り組み、相談支援機能の強化を図ります。
エ)地域自立支援協議会	5期の実績と同程度で見込んでいます。	
オ)基幹相談支援センター等機能強化事業	5期の実績と同程度で見込んでいます。	
カ)住居入居等支援事業	利用実績がなく、現時点で明確なニーズの把握がないことから、利用量を見込んでいません。	相談があった場合に利用できるように対応します。
キ)成年後見制度利用者数	必要性が高まることが想定できることから、微増するものと見込んでいます。	今後も制度の認知度を高めるため周知啓発を行い、利用促進に努めます。
ク)成年後見制度法人後見支援事業	5期の実績と同程度で見込んでいます。	障がいがある方の権利を擁護することを目的に、成年後見制度を適正に推進する法人を確保できる体制づくりに努めます。
ケ)意思疎通支援事業	利用実績と同程度を見込んでいます。	茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」と連携を図りながら事業を実施するとともに、今後は市報などを通じて情報提供等を行い、利用の促進に努めます。
コ)手話通訳者派遣事業	令和元年度までの実績と同程度を見込んでいます。	今後は市の広報媒体等を通じて情報提供等を行い、利用の促進に努めます。
カ)要約筆記者派遣事業	利用実績と同程度を見込んでいます。	今後は市の広報媒体等を通じて情報提供等を行い、利用の促進に努めます。
シ)日常生活用具給付	これまでの利用状況の伸び率で見込んでいます。	一人ひとりのニーズにあった用具の給付に努めます。
ス)手話奉仕員養成数	令和2年度は実施しませんでした。第5期の実績と同程度を見込んでいます。	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会と連携し、手話奉仕員の養成に努めます。
セ)移動支援事業	これまでの利用状況を勘案し、第5期の実績と同程度を見込んでいます。	外出時の支援を求める声が多いことから、制度を広く周知し利用対象者のニーズに耳を傾けながら、5か所の事業所での利用を中心に見込み、社会参加促進に努めます。
ソ)地域活動支援センターⅠ型事業所	現在の利用状況などを勘案して、利用者数を見込んでいます。	生産活動の場、集まれる場として参加を促進するとともに、就労に移行できる人については、就労支援を行います。
ソ)地域活動支援センターⅡ型事業所		
ソ)地域活動支援センターⅢ型事業所		

(2) 任意事業

事業名	事業内容
ア) 日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護をすることができないとき、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行うことにより、障がいがある人等の家族等の就労支援及び負担軽減を図ります。
イ) 訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な人に、移動入浴車での訪問により入浴サービスを提供します。
ウ) 成年後見利用支援事業	認知症高齢者や家族などが、成年後見制度の利用に対する理解が不十分な場合や費用負担が困難などの場合、市が成年後見制度を活用して当該高齢者を支援します。
エ) 更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設(身体障害者療護施設, 身体障害者ホーム, 身体障害者福祉センター, 補装具製作施設, 盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設並びに国立施設を除く)に入所している人に更生訓練費を支給し, 社会復帰の促進を図ることを目的とします。
オ) レクリエーション活動支援	障がいがある人もない人も共通の場に集い, レクリエーションを通じて相互の理解を深め合う事業です。
カ) 芸術文化活動振興	作品展や音楽祭などの文化芸術活動の機会を提供し, 創作意欲や社会参加の促進を図る事業です。
キ) 声の広報発行	市報などを音読しカセットテープ等に吹き込み, 視覚に障がいがある人で希望する人へ配布する事業です。
ク) 自動車運転免許取得・改造費助成	身体に重度の障がいがある人が, 就労等の交通手段確保のため, 自動車の免許取得及び自動車の改造を必要とする場合に, その費用の一部を助成し, 社会復帰等の促進を図ります。
ケ) 成年後見制度普及啓発	成年後見制度の利用方法など成年後見制度を利用しやすくするために, 制度のことをわかりやすく説明する講演会や相談会などを行います。
コ) 虐待防止など人権に関する啓発の推進	障がいがある人が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活していくために, 障がいがある人への虐待の未然防止, 早期発見, 迅速な対応, その後の本人及び養護者への適切な支援に資するため, 虐待防止に関する普及啓発等を図ります。

〔第5期実績と第6期見込み量〕

			第5期計画値・実績			第6期見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア)日中一時支援事業	延利用回数	計画	-	-	-	4,692	4,968	5,175
		実績	5,020	4,676	5,200			
	人/年	計画	75	80	85	66	72	75
		実績	78	72	70			
	延利用者数	計画	-	-	-	680	720	750
		実績	738	654	621			
イ)訪問入浴サービス事業	延利用回数	計画	266	268	270	504	576	659
		実績	336	384	440			
	人/年	計画	-	-	-	5	5	5
		実績	3	4	4			
	延利用者数	計画	-	-	-	55	64	74
		実績	36	40	48			
ウ)更生訓練費給付事業	人/年	計画	1	1	1	0	0	0
		実績	0	0	0			
エ)レクリエーション活動支援	人/年	計画	410	415	420	600	600	600
		実績	581	600	0			
オ)芸術文化活動振興	人/年	計画	355	360	365	360	360	360
		実績	293	356	360			
カ)声の広報発行	回/年	計画	12	12	12	0	0	0
		実績	0	0	0			
キ)自動車運転免許取得・改造費助成	件/年	計画	3	3	3	5	6	7
		実績	1	3	5			
ク)成年後見制度普及啓発	回/年	計画	1	1	1	3	3	3
		実績	1	1	1			
ケ)虐待防止など人権に関する啓発の推進	回/年	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	0	1	0			

〔第5期実績と第6期見込み量〕

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア) 日中一時支援事業	利用実績と今年度の利用ニーズを勘案して微増と見込み、1人当たり回数は3年間の平均で見込んでいます。	児童の利用実態が増加しているため、受入れが可能な事業所との連携を拡大するなどサービス提供体制の確保に努めます。
イ) 訪問入浴サービス事業	利用実績と今年度の利用ニーズを勘案して各年度5人の利用を見込み、1人当たり回数は3年間の平均で見込んでいます。	令和2年度現在、委託している事業所が4か所あり、引き続きサービス提供を行います。
ウ) 更生訓練費給付事業	近年は利用がみられないことから、見込み量としては見込みません。	利用希望がある場合は適切に利用できるように努めます。
エ) レクリエーション活動支援	令和元年度までの実績と同程度を見込んでいます。	市で「ふれあいスポーツの集い」を開催しているほか、県のスポーツ大会参加に対する支援を行っています。今後も事業所と連携し、参加促進を図ります。
オ) 芸術文化活動振興	令和元年度までの実績と同程度を見込んでいます。	市で「ふれあい作品展」「みんなの音楽祭」を開催しています。今後も事業所と連携し参加促進を図ります。
カ) 声の広報発行	声の広報として継続するか検討しており、利用は見込んでいません。	情報コミュニケーション環境向上の取組での実施などを検討します。
キ) 自動車運転免許取得・改造費助成	第5期計画期間の実績と同程度を見込んでいます。	社会参加の促進につながる事業として、利用を促進します。
ク) 成年後見制度普及啓発	成年後見利用促進計画に基づき、普及啓発を継続して行います。	成年後見制度に関する中核機関と連携し、研修・講演会・パンフレットなどによる啓発を行います。
ケ) 虐待防止など人権に関する啓発の推進	令和元年度までの実績と同程度を見込んでいます。	啓発内容などを検討しながら推進します。

(3) その他の障害者支援に係る市独自施策

本市では、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に加え、障がいがある人の地域生活を支援すべく以下の独自施策を実施しています。

事業名	事業内容
ア) 重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業	重度障がいがある人に、住宅設備を改善する際に要する経費の助成を行います。
イ) 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	心身に重度の障がいがある人が、医療機関または機能回復訓練のため通院通所に要する交通費の一部を助成します。

〔第5期実績と第6期見込み量〕

(人/年)

			第5期計画値・実績			第6期見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア) 重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業	利用者数	計画	3	4	4	3	3	3
		実績	0	2	3			
イ) 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	利用者数	計画	62	63	64	65	65	65
		実績	67	62	65			

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア) 重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業	令和2年度の実績見込み程度を計画期間も継続で見込んでいます。	一人ひとりのニーズにあった給付に努めます。
イ) 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	令和2年度の実績見込み程度を計画期間も継続で見込んでいます。	障がいにより公共交通機関を利用することが困難になった方の福祉の増進を図るため、引き続きサービス提供を行います。

第6章 障害児福祉サービス等の見込み量と確保方策

1. 障害児通所支援等のサービス

障がい児の支援施策については、第4期障害福祉計画より、「障害児支援」として、障害福祉計画に記載が求められていましたが、平成30年度より障害児福祉計画として独立して策定しています。障害児福祉計画に盛り込む内容としては、①障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、②各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込みとして策定するものです。

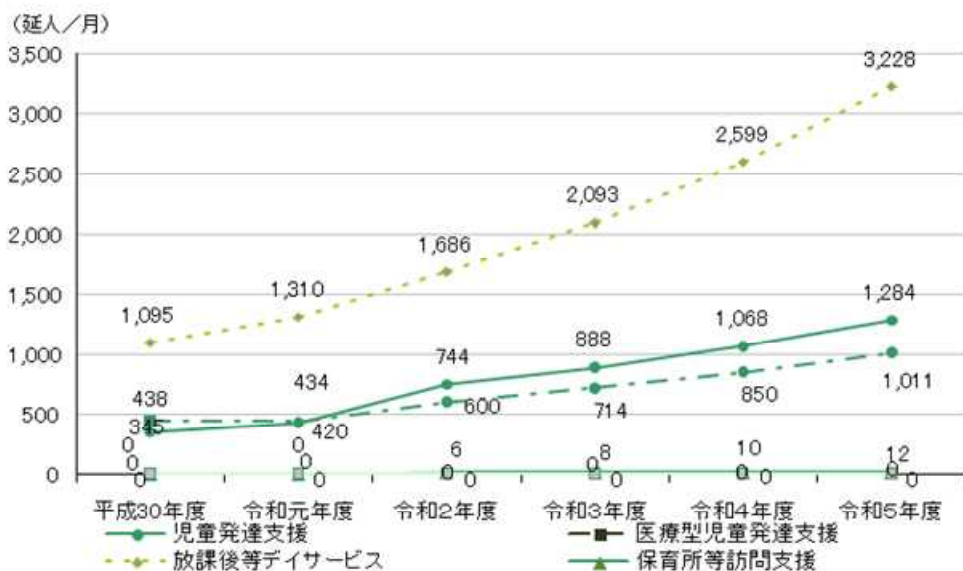
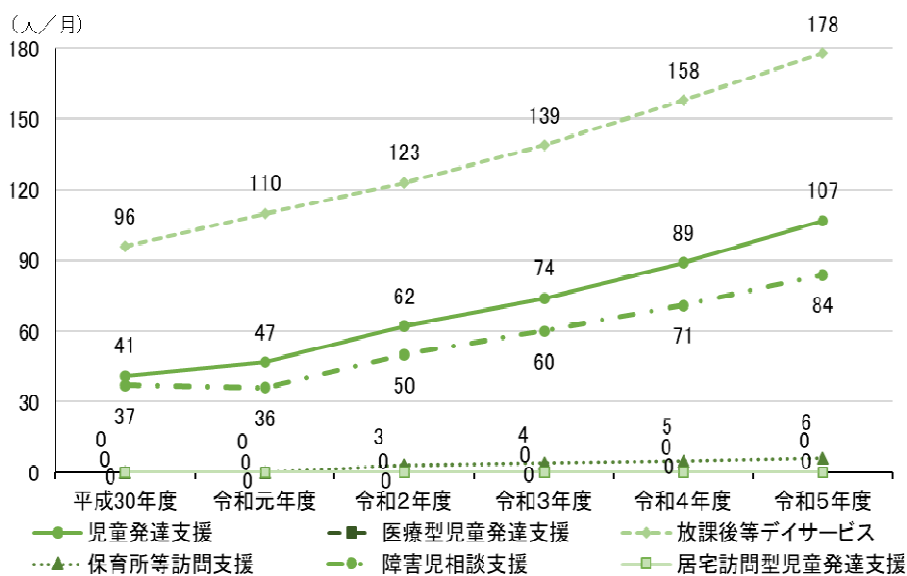
第1期障害児福祉計画の実績を踏まえ、令和3年度から令和5年度の3年間の第2期計画期間として各年度における見込み量を設定します。

障害児支援

- ア) 児童発達支援
- イ) 医療型児童発達支援
- ウ) 放課後等デイサービス
- エ) 保育所等訪問支援
- オ) 障害児相談支援
- カ) 居宅訪問型児童発達支援

事業名	事業内容
ア)児童発達支援	障がいがある未就学児に対して、事業所へ通所することにより、発達や療育に必要な日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
イ)医療型児童発達支援	肢体不自由の障がいがある未就学児に、児童発達支援と併せて治療を行います。
ウ)放課後等デイサービス	障がいがある就学児に対して、授業の終了後や学校休業日に事業所へ通所することにより、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
エ)保育所等訪問支援	障がいがある児童が通う保育所やこども園、幼稚園、小学校に訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
オ)障害児相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支え、障がいのある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。
カ)居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり、外出することが難しい障がい児を対象に居宅を訪問して児童発達支援を提供するサービスです。

〔第5期実績と第6期見込み量〕



(人/月)

			第1期計画値・実績			第2期見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア) 児童発達支援	利用実人数	計画	33	34	36	74	89	107
		実績	41	47	62			
	延利用人数	計画	226	237	249	888	1,068	1,284
		実績	345	420	744			
イ) 医療型児童発達支援	利用実人数	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	延利用人数	計画	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
ウ) 放課後等デイサービス	利用実人数	計画	83	87	91	139	158	178
		実績	96	110	123			

			第1期計画値・実績			第2期見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	延利用 人数	計画	950	998	1,048	2,093	2,599	3,228
		実績	1,095	1,310	1,686			
エ) 保育所等訪問支援	利用実 人数	計画	0	0	0	4	5	6
		実績	0	0	3			
	延利用 人数	計画	0	0	0	96	120	144
		実績	0	0	72			
オ) 障害児相談支援	利用延 人数	計画	366	385	404	714	850	1,011
		実績	438	434	600			
カ) 居宅訪問型 児童発達支援	延利用 人数	計画	0	0	1	0	0	0
		実績	0	0	0			

※実績値は、各年度10月時点の1か月分

サービス種類	見込み量算出の考え方	見込み量確保のための方策
ア) 児童発達支援	第5期計画期間の利用者数の伸び率と平均利用日数で見込んでいます。	笠間市直営のこども育成支援センターを令和2年度に開設しており、機能充実を図ります。
イ) 医療型児童発達支援	利用実績がなく、現時点で明確なニーズの把握がないことから、利用量を見込んでいません。	利用ニーズと提供体制などの把握に努めます。
ウ) 放課後等デイサービス	第5期計画期間の利用者数の伸び率と平均利用日数で見込んでいます。	放課後を過ごす場として提供体制の確保に努めます。
エ) 保育所等訪問支援	今後は数人の利用を見込んでいます。	市内の教育・保育施設とこども育成支援センターで連携して対応します。
オ) 障害児相談支援	平均増加率で利用者を見込んでいます。	こども育成支援センター機能を活かして対応します。
カ) 居宅訪問型 児童発達支援	今後は数人の利用を見込んでいます。	提供体制を確保し、利用を促進します。

2. こども育成支援センターを核とした保健・教育・福祉連携による支援等の展開

発達障害者支援法の改正（平成28年）により、発達障がいのある児童の保護者への情報提供、助言や発達障がいがある児童が、他の児童と一緒に教育を受けられるように学校側が目標や取り組みを定めた個別の計画を作成し、いじめ防止対策や、福祉機関との連携を進めることが盛り込まれました。

発達障がいのある方の支援においては、早期発見・療育が有効であることから、幼少期から成人期以降まで、対象者の成長段階に応じた支援が重要となります。そのためには、成長に合わせた個別の支援策の充実を図っていくとともに、それらを包括的・継続的に進めていくための支援体制の充実に努めていきます。

また、周囲に理解されにくい障がい特性である発達障がいへの理解を深め、支援につながるよう、地域住民や事業所などに対する啓発活動（理解促進・啓発事業）などを通じて、発達障がいのある方が、地域や職場で生活しやすい環境づくりを推進していきます。

（1）窓口のワンストップ化及び情報共有による相談支援の円滑化

事業名	事業内容
総合相談事業	発達が気になる児童及びその保護者や関係機関（保育所や幼稚園、小中学校、義務教育学校等）からの相談に対して、専門的な立場から支援や指導等に関する助言を行い、適切な支援へとつなげます。
幼児施設巡回相談事業	心理職、保健師、保育士が連携し、発達が気になる児童が在籍する幼児施設を巡回し、特別な支援が必要となる発達に課題がある児童の早期発見に努めます。また、その児童の特性に応じた適切な支援が受けられるように、その児童の支援者に対し接し方の助言を行います。
発達検査の実施	心理職による知能・発達等の検査を実施し、児童の特性や困難を明確にし、保護者や関係機関に対し児童の特性に応じた関わり方について助言します。
【連携事業】 3歳児健診・発達相談	発達・発育状況を確認し、成長を促すために必要な助言や支援を行います。
【連携事業】 就学相談会	就学に関する保護者の不安や悩みの相談に応じ、助言や支援を行います。また、必要に応じ児童の発達検査につなげます。
【連携事業】 就学时健康診断	翌年4月に就学する児童を対象に、内科・眼科・歯科健診と発達スクリーニング検査を行います。

(2) 育成支援体制の整備による支援の量の確保と質の向上

事業名	事業内容
児童発達支援事業 (障害児通所支援)	未就学の発達障がい児に対して、日常生活における基本的動作の指導、社会に適応するために必要な知識や技能の習得の支援、または集団生活への適応のための訓練を、その児童の特性に応じて行います。
保育所等訪問支援事業 (障害児通所支援)	教育・保育施設から高等学校までの施設を訪問し、発達障がい児が集団生活に適応するための直接的支援と、指導者に対する助言を行います。
親子フォローアップ事業 「つくしんぼ教室」	ことばや発達に課題がある未就学児を対象に、小集団の関わりを通して親子の関わり方や、対人関係・基本的生活習慣の確立等について支援します。また、親子での利用により保護者への支援も行います。
親子フォローアップ事業 「さくらんぼ教室」	ことばや発達に課題がある未就学児を対象に、行動を多面的に捉え実態に応じて個別指導を行います。また、親子での利用により保護者への支援も行います。
ソーシャルスキルトレーニング	認知機能のアンバランスや、自己調整力の未熟さから、ソーシャルスキル(人と関わる力、他者との良好な関係を築くための知識や技術)が育っていない児童に学ぶ機会を設けます。
読み書き指導	読み書きに困難がある児童に対し特性に応じた指導を実施します。また、小・中学校での指導者の育成を支援します。
フォローアップ支援	義務教育修了後も相談に応じ、切れ目のない支援を行います。

(3) 人材育成による地域の支援力の向上

事業名	事業内容
ペアレント・トレーニング	子育てに難しさを感じる保護者に対し、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたプログラムの研修を開催し、児童の行動に対する客観的な理解の仕方を学び、保護者と児童がより良いコミュニケーションが取れるように保護者をサポートします。
支援者等研修の実施	特別な支援が必要な児童が在籍する施設や通所事業所において、その児童の指導を行う指導者や支援員に対して、適切な指導や支援のスキルアップのための研修を実施します。また、発達障がいに関する理解促進を図ります。

第7章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 連携・協力体制の整備

本計画を円滑に、かつ確実に推進していくために本計画に関連する関係部署や関係機関との連携をさらに強め、庁内外の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がいのある方への理解と人権・福祉意識の向上に努めつつ、各自の職務を適切に遂行することができるよう障がい福祉に関する意識と知識の研鑽に努めます。

障がいのある方の生活支援のニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、相談支援事業などを通じた効果的な、ケアマネジメントが必要です。また、そのためには市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。そこで、「笠間市障害者地域自立支援協議会」を中心に、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援、発達支援などの様々な課題について、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていきます。

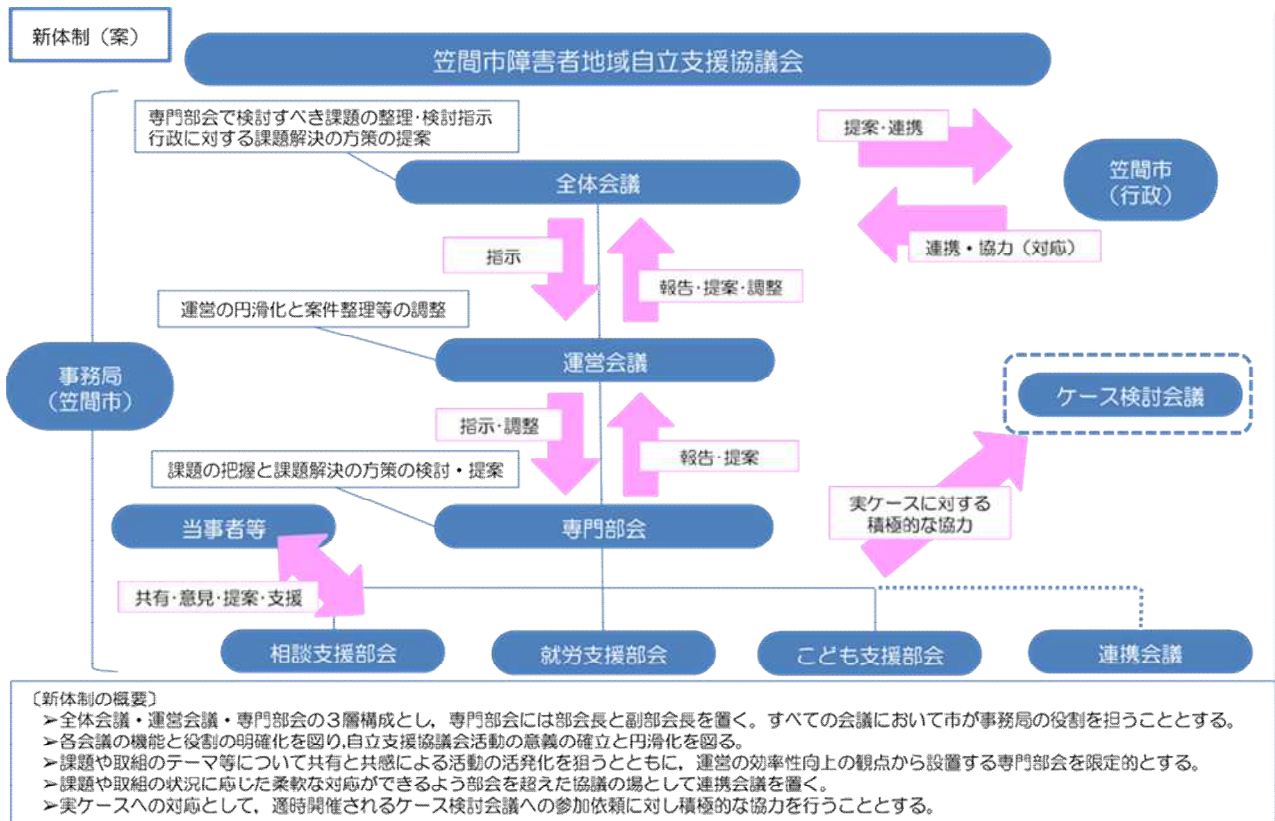
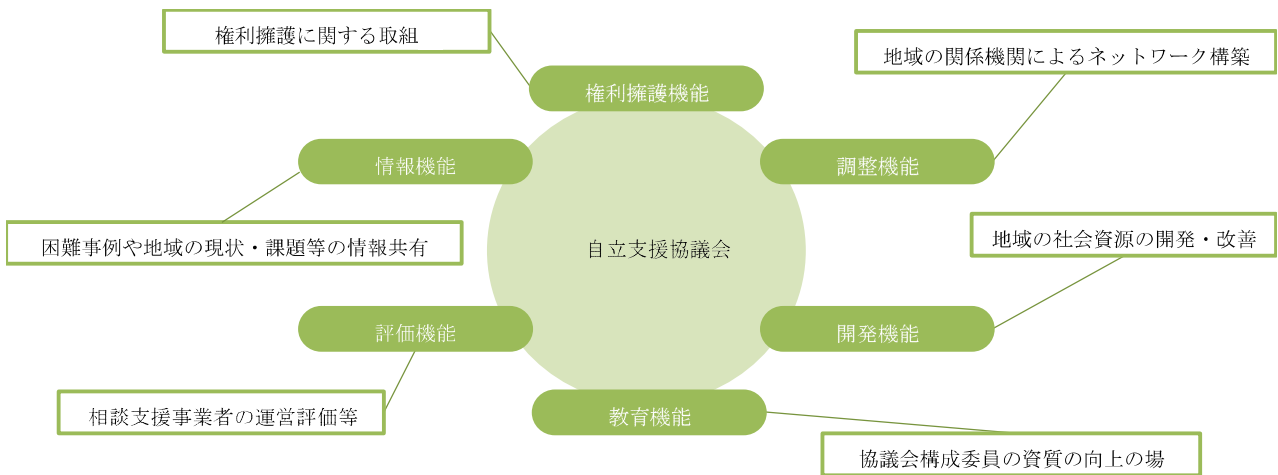
(2) 障害者地域自立支援協議会の機能強化

様々な立場からの参画を得て設置している障害者地域自立支援協議会を通じた、多様な意見・提言に基づき、市の障がい福祉に関する支援体制を確立するとともに、市内の資源の開発・改善も含めた諸課題解決に向け、連携協力しながら取り組んでいきます。

障害者地域自立支援協議会には大きく分けて6つの機能があります。この機能をよく理解し、その活動をより良いものとするために、共通の目標を持って協働意識を育み、地域での支援レベルを一つひとつステップアップしていくため、具体的な目標を設定し取り組んでいきます。

サービス名	サービス内容
情報機能	困難事例や地域の現状・課題等の情報
調整機能	地域の関係機関によるネットワーク構築 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	地域の社会資源の開発、改善
教育機能	構成員の資質の向上の場として活用
権利擁護機能	権利擁護に関する取組を展開する
評価機能	中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援業者の運営評価 サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業の評価 市の相談事業支援事業の強化及び県の相談支援体制整備事業の活用

〔自立支援協議会の取組方向〕



(3) 障害者支援施策についての広報・啓発の推進

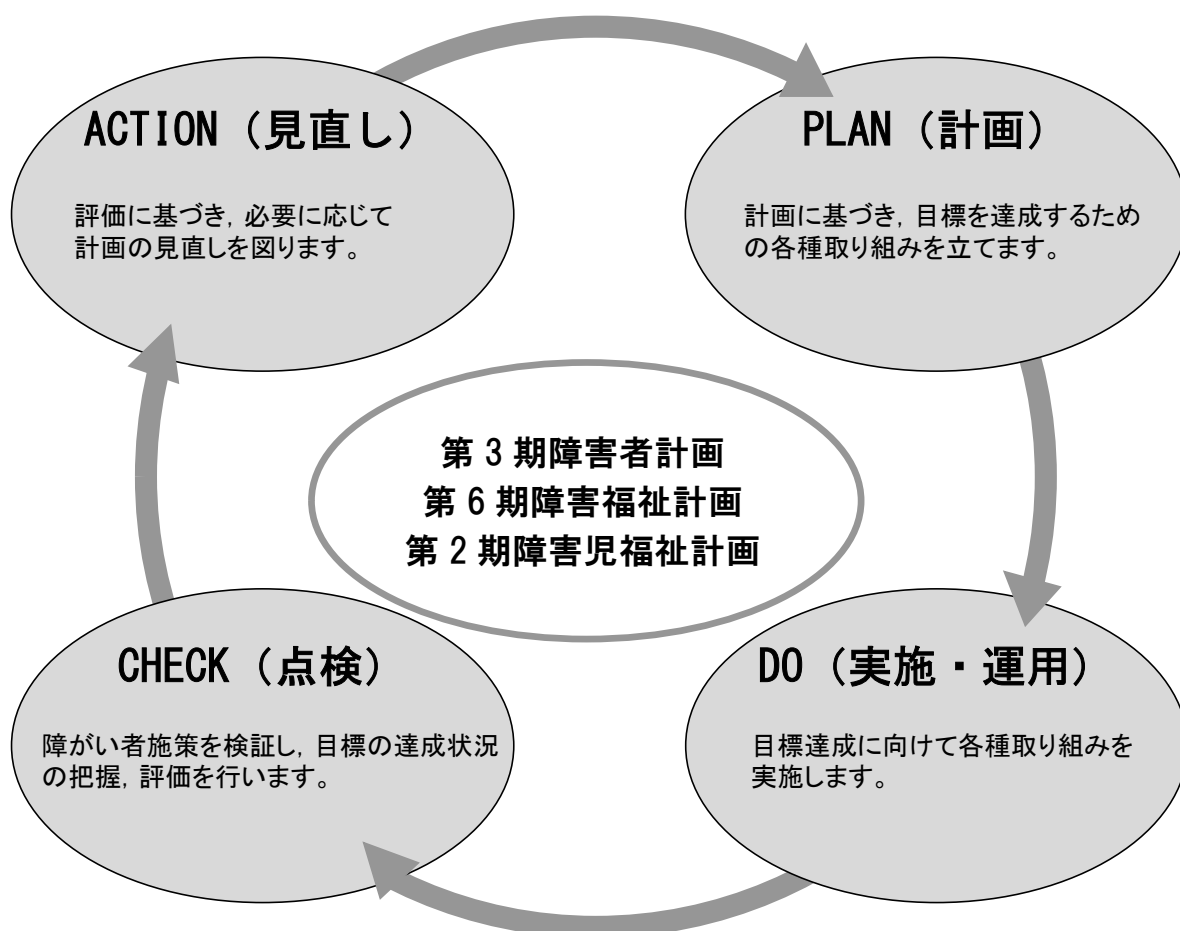
地域における福祉の推進は、行政だけでなく、広く住民にも期待される役割があり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。市民と市の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、笠間市の障害者支援施策について広報・啓発と情報提供に努めます。

2. 計画の進捗状況の点検・評価

(1) PDCAサイクルによる点検

本計画の着実な推進を図るために、障がいのある方やその家族、関係団体との意見交換とともに、マネジメントサイクルを確立させ社会福祉課を中心に関係機関との協議や調整、障害者地域自立支援協議会等を通じて点検・評価を行います。

大幅な方向転換が必要と考えられる場合には、実情に則した計画に見直しを行います。



(2) 計画の達成状況の公表

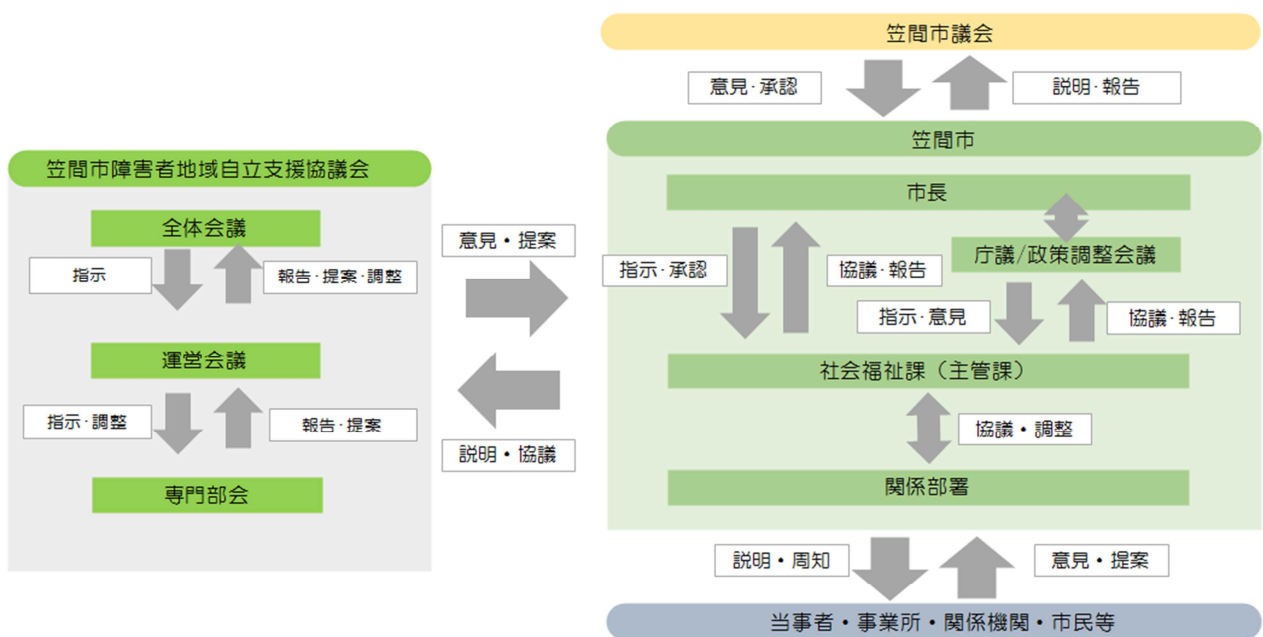
定期的な施策の点検とあわせて、計画の達成状況について市ホームページ等を活用した周知に努めます。

資料編

1. 策定体制

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定にあたっては、笠間市社会福祉課が計画の案の作成者となり、自立支援協議会をはじめ、当事者や事業所、関係機関及び市民等から幅広い意見や提案をいただきながら進めていきます。また、議会に対し説明を行うとともに、当事者をはじめとする市民や支援者等に広く周知を図っていきます。

〔策定体制図〕



〔笠間市障害者地域自立支援協議会設置要綱〕

○笠間市障害者地域自立支援協議会設置要綱

平成20年3月31日

告示第86号

改正 平成28年3月31日告示第232号

平成30年3月28日告示第222号

(設置)

第1条 障害者が地域で安心して生活できる支援体制を構築するため、障害者の支援に携わる者が、福祉、医療、教育、雇用等の課題について協議を行う笠間市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市の相談支援事業の運営に関すること。
 - (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
 - (4) 障害者の就労の促進及び社会との交流に関すること。
 - (5) 地域の社会資源の開発及び改善等に関すること。
 - (6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する障害福祉計画に関すること。
 - (7) 障害を理由とする差別の解消に関すること。
 - (8) その他障害者の福祉向上のため必要となること。
- (平28告示232・一部改正)

(構成)

第3条 協議会の委員は、20名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係機関
- (5) 雇用関係機関
- (6) 市内の企業
- (7) 障害者団体
- (8) 学識経験者
- (9) 行政機関
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、その職により委嘱又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出するものとし、副会長は会長が指名するものとする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認められるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において行う。

(平30告示222・一部改正)

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第232号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第222号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(敬称略)

	役職	氏名	所属先等
1	会長	斎藤 悟	社会福祉法人 光風会 生活支援センター 「風 (F00)」
2	副会長	森 敦子	社会福祉法人 朝日会 障害者支援施設 愛の里
3	委員	森田 慶一	株式会社かつらぎ
4	委員	大竹 康博	社会福祉法人木犀会 ひまわりキッズ館
5	委員	小嶋 正広	社会福祉法人城北福祉会 生活介護事業所 佐白の館
6	委員	大田 友香	社会福祉法人ひだまり会地域活動支援センターディライトホーム
7	委員	松崎 麻美	水戸市精神障害者 地域生活支援センター かさはら
8	委員	石本 祐子	笠間市医師会
9	委員	中村 哲也	茨城県立こころの医療センター
10	委員	稲田 和幸	笠間市教育委員会 学務課
11	委員	大内 一成	茨城県立友部特別支援学校
12	委員	江頭 茂樹	水戸公共職業安定所 笠間出張所
13	委員	稲田 祐子	高齢・障害者雇用支援機構 茨城県障害者職業センター
14	委員	岡部 裕美	社会福祉法人自立奉仕会茨城福祉工場
15	委員	小松崎 進	笠間市身体障害者福祉協会
16	委員	埜 昌子	笠間市手をつなぐ育成会
17	委員	武藤 清子	笠間地方精神障害者後援会
18	委員	柴沼 真一	社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会
19	委員	下条 かをる	保健福祉部長 (笠間市福祉事務所長)
20	委員	深澤 充	笠間市こども育成支援センター
21	委員	富田 玲子	笠間市地域包括支援センター
22	委員	佐伯 優子	笠間市保健センター

2. 策定経過（今後の予定を含む）

本計画の策定にあたっては、自立支援協議会専門部会において解決すべき課題として抽出・整理されたテーマや、当事者団体等との意見交換を通じて把握したニーズ等について計画の重点課題に反映させるなど、今年度の活動を通じていただいた、今後推進すべき障害福祉施策に関するご意見等を踏まえながら進めてきました。

年	月日	会議名等	内容等
令和2年	7月31日	第1回運営会議	・障がい者（児）を取巻く現状と課題について ・重点課題の抽出
	8月24日	第1回 相談支援部会	・障がい者（児）を取巻く現状と課題について ・重点課題の抽出整理，共有（相談支援分野）
	8月26日	第1回 こども支援部会	・障がい者（児）を取巻く現状と課題について ・重点課題の抽出整理，共有（こども支援分野）
	8月28日	第1回 就労支援部会	・障がい者（児）を取巻く現状と課題について ・重点課題の抽出整理，共有（就労支援分野）
	9月11日	当事者団体等意見交換会	・日常生活上の問題や課題について ・支援の在り方，関わり方について
	9月19日	当事者団体等意見交換会	・日常生活上の問題や課題について ・支援の在り方，関わり方について
	10月14日	当事者団体等意見交換会	・日常生活上の問題や課題について ・支援の在り方，関わり方について
	10月21日	第2回 相談支援部会	・重点課題について（相談支援分野）相談支援体制の充実強化に向けた課題整理，方策検討
	10月27日	第2回 こども支援部会	・重点課題について（こども支援分野）切れ目ない支援の実現・医療的ケア児の支援体制
	10月30日	第2回 就労支援部会	・重点課題について（就労支援分野）販路拡大及び工賃向上（直売所見学・事例発表）
	11月16日	第2回運営会議	・計画（素案）について （現状課題，重点課題，サービス見込み量など）
	12月16日	第3回相談支援部会	・重点課題について（相談支援分野）相談支援体制の充実強化に向けた課題整理，方策検討
	12月17日	第1回全体会議	・計画（素案）について （現状課題，重点課題，サービス見込み量など）
令和3年	1月6日	政策調整会議	・計画（素案）について （現状課題，重点課題，サービス見込み量など）
	1月14日	庁議	・計画（素案）について （現状課題，重点課題，サービス見込み量など）

1月21日	議員全員協議会	・計画（素案）について （現状課題，重点課題，サービス見込み量など）
2月15日 ～ 3月8日	パブリックコメント	笠間市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福 計画（案）について
3月中旬	第3回 相談支援部会	笠間市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福 計画（案）について※パブリックコメント意見 の反映
3月中旬	第3回 こども支援部会	笠間市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福 計画（案）について※パブリックコメント意見 の反映
3月中旬	第3回 就労支援部会	笠間市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福 計画（案）について※パブリックコメント意見 の反映
3月中旬	第3回 運営会議	笠間市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福 計画（案）について※パブリックコメント意見 の反映
3月中旬	第2回 全体会議	笠間市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福 計画（案）について※パブリックコメント意見 の反映
3月下旬	庁内意思決定	笠間市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福 計画（案）の決定について
4月上旬	部課長会議	笠間市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福 計画について
4月中旬	議員全員協議会	笠間市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福 計画について
4月以降	計画の推進	笠間市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福 計画の推進

3. 用語解説

【あ行】

○アセスメント

対象者に対し適切な関わり・対応ができるよう、前もって対象者の情報やニーズ・家族の希望などを聞き取り、どのようなサービスが必要かを協議・分析すること

○一般特定疾患

スモン・難治性肝炎のうち劇症肝炎・重症急性膵炎・プリオン病の4疾患で、医療費の助成制度があるが、現在は新規申請は受け付けていない。

○医療的ケア児

人工呼吸器や経管栄養など生きていくうえで医療的援助を必要としている子ども。

○インクルーシブ

「包括的な」「包み込む」という意味の言葉。あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うという意味で使われる。

【か行】

○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、総合的あるいは専門的な相談、情報提供、助言等を行う。あわせて、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。

○共生社会

障害の有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることがなく、基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、相互に人格と個性を尊重し合う社会のこと。

○グループホーム

病気や障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが専門スタッフ等により食事の提供や生活面での支援を受けながら少人数で共同して、地域社会に溶け込んで生活する形態

○ケアマネジメント

障害者(児)とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、保健・医療・福祉サービスなどを効果的に利用できるように調整する社会福祉援助技術。

○権利擁護

障害や高齢などのため自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理として財産管理や契約行為などの権利行使や必要なサービスが利用できるよう支援し実現すること。

○高次脳機能障がい

脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともある。

○合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害者に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

○コーディネーター

保健・医療・教育・福祉など各分野の支援体制を総合的に把握し管理統制する人あるいは機関

○こども育成支援センター

成長や発達が気になる子どもに対し、0歳から18歳までのライフステージに応じたきめ細かい切れ目ない支援を行う地域の中核的な機関。

【さ行】

○作業療法

障害者に対し、生活していくために必要な動作や社会に適応するための能力の回復を目指し行う治療のひとつで、様々な作業や手工芸・絵画などを用いる。

○サポートブック

乳児期から入園・入学、進学、就職など子どものライフステージが変わる際に、子供の普段の様子やかかわり方、知っておいてほしい情報等を、学校の先生や医療関係者などと共有するためのツール。

○指定難病

難病と呼ばれる疾患のうち、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」により指定された疾患で331疾患あり、医療費の助成制度がある。

○児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含む全ての児童の福祉を支援する法律。児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められた。

○社会的障壁

障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものを指し、例えば、社会における事物(通行、利用しにくい施設・設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣行(障害のある人の存在を意識していない習慣や文化など)、観念(障害のある人への偏見など)などがあげられる。

○就労移行支援

一般就労を希望する65歳未満の障害者を対象に、就労に向けた必要な知識習得や能力向上のための支援を行うサービス。

○就労継続支援

一般企業への就職が困難な方へ働く機会を提供するサービスで、A型(雇成型)とB型(非雇成型)がある。

○就労定着支援

就労移行支援、就労継続支援などを利用して一般就労した方に対し、長く働き続けられるよう生活面の課題を把握し問題解決にむけて必要な支援を行うサービス。

○障害児通所支援

児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービス。

○障害者基本法

障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障害者施策を総合的・計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とした法律(平成5年施行)

○障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法により設置された施設で、虐待によって障害者の権利や尊厳が脅かされることを防ぎ、障害者の安定した生活や社会参加を助けていくことを目的とし、擁護者や障害者等に関する相談・助言・指導を行っている。

○障害者雇用促進法

障害者の職業の安定を図ることを目的に、障害者が社会の一員として、本人の能力を発揮して働くことができる機会を確保するため、事業主が障害者を雇用する義務をはじめ、差別の禁止や合理的配慮の提供義務を定めている。

○障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。平成25年6月に制定(平成28年4月施行)され、主に、①障害を理由に不当な差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない、②社会的障壁をとりのぞくための合理的な配慮を提供すること、③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取組を行わなければならないことなどを定めている。

○障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で「障害者自立支援法」を改正したもの。障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等を総合的に行うこと、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

○障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づいて提供されるサービスの総称で、介護サービスをおこなう「介護給付」と生活能力や仕事のスキルを身に着ける訓練を提供する「訓練等給付」がある。

○小児慢性特定疾病

子どもの慢性疾患のうち小児がんなど特定の疾患のことで、治療期間が長く医療費が高額となるため、児童の健全育成を目的として医療費の補助制度がある。

○情報アクセシビリティ

障害者や高齢者をはじめ、あらゆる人が情報機器や情報サービスを不自由なく利用できる「情報バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」の考え。

○情報コミュニケーション

人と人との意思疎通や情報の取得・発信を意味し、言語・文字・身振りなどを媒介として行われる。しかし、障害者や高齢者によっては円滑に行えない場合があり、支援や配慮が必要となることがある。

○ジョブコーチ(職場適応援助者)

障害者が自分の特性に合った仕事ができるように就職活動を支援したり、職場で障害者に付き添って仕事に慣れるための支援を行う人。

○自立支援協議会

地域における障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの

○新しいばらき障害者プラン

茨城県の障害者施策推進の基本的方向や目標を明らかにし、障害福祉サービスの提供体制に関して計画的な整備を進めるための方策を定め、障害者施策の総合的な推進を図るために、茨城県が策定した令和5年度までの計画。

○スクリーニング

「振り分ける」「選別する」等の意味があり、支援の分野では、家族からの相談や聞き取り、健康診断の結果や調査などにより、支援が必要な人可能性の高い人を把握すること。支援の可否を判断する意味でも使われる。

○スクールソーシャルワーカー(SSW)

児童生徒が生活の中で抱えているいろいろな悩み・問題の解決を図れるように、学校・家庭・地域と連携し支援する専門職。

○成年後見制度

認知症、知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な人について、自己決定を尊重しながら本人の権利や財産を保護するための制度。自らの意思で後見人を選任する「任意後見(将来、判断能力が低下したときに備える仕組み)」と、家庭裁判所に後見人、補佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見(既に判断能力が不十分な方が対象)」がある。

【た行】

○地域移行・定着支援

施設や病院に入所・入院している精神障害者に対して、住居確保の相談や福祉サービスの体験利用などを通じ、地域生活への移行を支援し、さらに、単身などにより緊急時の支援が見込めない方に「見守り」としての連絡体制の構築などの支援をすること。

○地域福祉

住み慣れた地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者が協力して、自分らしく活躍できる地域社会をつくること。

○地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で尊厳ある生活を送れるよう、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。

【な行】

○難病

原因が不明で治療方法が確立していない希少な疾病であって長期の療養を必要とする病気のことをいう。経過が慢性的で医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

○ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、障害者も健常者も全ての人が個人の尊厳を重んじられ、地域社会の中でごく普通に生活できること。また、そうしようとする考え方のこと。

【は行】

○発達障がい

脳機能の障害により、心身の成長発達の途上で、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害など何らかの偏りや遅れなどがあらわれる状態を指す。平成 17 年に施行された発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

○発達障害者支援法

2004 年に発達障害のある人の早期発見と支援を目的に制定され、発達障害のある人が地域で自立した生活を送れるように、支援の基本理念、具体的な支援制度について定められた。2016 年に法改正され、支援や権利についてさらに強化された。

○発達スクリーニング検査

潜在的な発達遅延や発達障害の可能性を早期に発見したりスクリーニングすることを目的とした検査で、方法が簡便で限られた時間に多くの対象児に施行できる利点がある。

○バリアフリー

「障害者等が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア Barrier)となるものを除去(Free)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いる。

○ピアサポート

「同じような立場にいる人同士の支えあい」ということで、同じような境遇同じような経験を持つ人同士で話し合ったり話を聞いてもらったりすることで、心の安定を図る取り組み。

○避難行動要支援者

災害時に自力では避難できないあるいは困難な障害者や高齢者などをいい、さらに、避難生活に特別な支援が必要な妊産婦、乳幼児、外国人なども含む場合もある。

○福祉避難所

災害時に、障害者や高齢者、その他特別な配慮を必要とする方たちを受け入れるため、設備や人材を備えた避難施設。

○放課後等デイサービス

就学している18歳までの障害のある児童が対象で、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に行うことにより児童の自立を促進するとともに、放課後や長期休暇中の交流の機会や居場所づくりを行うもの

【ま行】

○モニタリング

対象者を追跡観察し、現在の支援が本人の生活にどの程度効果を上げているかを評価・把握すること。

【ら行】

○ライフキャリア

仕事や家庭生活、地域とのかかわり、自身の趣味や自己啓発など、日々の生活における多様な役割や経験の積み重ねを含めたその人本人の「生き方」全体を意味する。

○ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいい、乳児期・幼児期・児童期・青年期・壮年期・老齢期などに区分され、それぞれの段階ごとに特徴がみられる。

○理学療法

障害者に対し、基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、さらに温熱・電気・水などの物理的手段を用いて行われる治療。

○リハビリテーション

障害をもった人が可能な限りもとの社会生活を取り戻すために行うあらゆる手段のことで、単に医学的な機能訓練というだけではなく、心理的、職業的、教育的リハビリなども含む。

○療育

心身障害児について、早期に適切な治療等を行い、障害の軽減を図りながら育成することをいう。「治療」と「育成」、「教育」等を合わせて作られた言葉。

【わ行】

○ワンストップ

ひとつの場所でさまざまな手続きやサービスが受けられる環境・しくみのこと。本人の負担軽減や行政の効率化などの利点がある。

